



平成23年度版

# 年 次 報 告 書

朝 霞 市

# 「平成23年度版 年次報告書」について

## 1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」（平成15年4月1日施行）に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

## 2 本書の構成

### 第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」、「家庭生活」、「教育」、「健康・福祉」の4分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめました。

### 第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の平成22年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「朝霞市男女平等推進行動計画」の体系、総合的な推進体制や事業等の実施状況及び、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」に基づく事業等の評価内容をまとめました。また、市内事業所の男女平等推進状況を把握する目的で実施した「男女平等推進に関する事業所アンケート」の集計結果を掲載しました。

### 第3部 朝霞市の男女平等推進体制

朝霞市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載したほか、朝霞市役所が事業者として、どのように男女平等推進に取り組むかの推進体制等を掲載しました。

### 資料・朝霞市男女平等推進条例

- ・朝霞市男女平等推進条例施行規則
- ・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
- ・朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
- ・朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱
- ・朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
- ・朝霞市男女平等推進事業評価基準
- ・朝霞市庁内男女平等推進指針

# 目 次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況 .....	1
① 社会参画 .....	3
1   政治への参画	
・市議会における議員の状況	
2   審議会等への参画	
・審議会等における委員数と男女比	
3   法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
4   市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員の状況	
・管理職員の状況	
・課長級以上の職員の状況	
② 家庭生活 .....	8
1   人口と世帯	
・男女別人口	
2   人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
3   結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育 .....	11
1   小・中学校の状況	
・小・中学校の教員の状況	
・小・中学校管理職教員の状況	
2   高等学校への入学状況	
・中学生の卒業後の状況	
・県内公立高等学校の全日制課程への進学状況	
3   教育委員の状況	

<b>④ 健康・福祉</b>	13
<b>1 女性総合相談</b>	
・女性総合相談の現状	
<b>2 苦情申立て</b>	
・男女平等苦情処理委員への苦情申立ての状況	
<b>3 DV相談</b>	
・DV相談の状況	
<b>4 児童</b>	
・児童虐待の状況	
<b>5 ひとり親家庭</b>	
・ひとり親家庭等医療費支給状況	
・児童扶養手当支給状況	
・生活保護の状況	
<b>6 高齢者</b>	
・高齢者の男女別人口	
・高齢化率	
・高齢者虐待等の状況	

<b>第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況</b>	17
<b>● 朝霞市男女平等推進行動計画</b>	19
<b>1 計画の重点課題と施策目標</b>	
<b>2 重点プロジェクト</b>	
<b>3 施策の体系</b>	
<b>4 計画の構成・期間</b>	
・朝霞市男女平等推進事業評価	
・平成22年度実施事業 5つのチェック概要	
・実施計画指標・数値目標一覧表	
・平成22年度男女平等推進事業等の実施状況	
・女性委員の登用率の現状値	
・平成22年度男女平等推進に関する事業所アンケート集計表	

<b>第3部 朝霞市の男女平等推進体制</b>	75
● 男女平等推進体制	76
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
男女平等推進審議会専門部会	
・会議の開催状況	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
幹事会の開催状況	
3 女性総合相談庁内連絡会	
・会議の開催状況	
● 資料	81
・朝霞市男女平等推進条例	
・朝霞市男女平等推進条例施行規則	
・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱	
・朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱	
・朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱	
・朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱	
・朝霞市男女平等推進事業評価基準	
・朝霞市庁内男女平等推進指針	

## **第1部**

### **朝霞市の男女平等をめぐる状況**

## 用語解説

### \* 積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション)

性別による固定的な男女の役割分業意識に基づく慣行や社会通念から男女間に生じてしまった格差（職務・役職・資格・給与など）を解消するため、男女のうち不利な立場に置かれているいすれか一方に対して、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいう。女性の少ない職種に女性の採用を拡大したり、仕事と育児が両立できる職場の環境を整えたりすることなどがこれにあたる。

### \* セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれ、性差別、人権侵害の問題としてとらえられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えること、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

### \* 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるにいたっている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

### \* 女性総合相談

人間関係や暴力、虐待などの悩みや問題を抱える女性に対して、カウンセリング等の知識を持つ専門の相談員が、毎週木曜日の午前10時から午後3時まで、市役所1階市民相談室で行っている相談。

### \* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に制定され、平成20年1月改正により、保護命令制度の拡充等が図られた。

### \* 男女平等推進審議会

男女平等を推進するうえで必要な事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で構成されている。

### \* 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

### \* ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある者（過去にあったものも含む）が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。

例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、妻や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人と付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。

### \* DV相談

DVに関する相談について、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、市役所3階人権庶務課で行っている相談。毎週火曜日の午前9時から午後5時までは専門の相談員が相談を受けている。

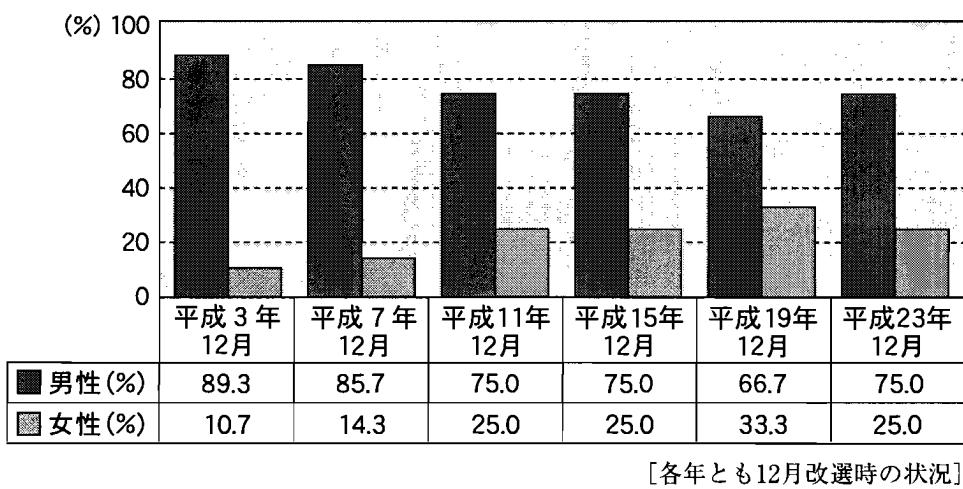
# 1 社会参画

## 1 政治への参画

### 【市議会における議員の状況】

本市の市議会議員全体に占める女性議員の数は、平成19年12月18日には、定数24人に対し8人で全体の33.3%でしたが、平成23年12月18日には、定数24人に対し6人となり、全体の25.0%となっています。

市議会における議員の状況



[各年とも12月改選時の状況]

## 2 審議会等への参画

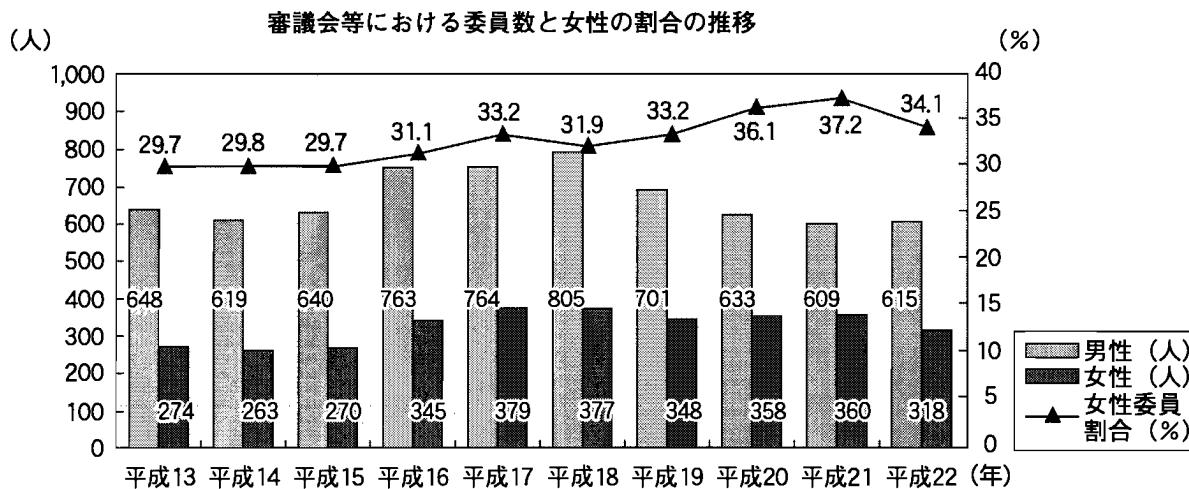
本市の審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものまで合わせると、平成23年3月31日現在69設置されています。委員総数は933人で、うち女性委員の数は318人、全体の34.1%となっており、前年同時期比3.1ポイントの減となっています。

設置根拠	審議会等の数	委員数 (人)	男 性		女 性	
			人	%	人	%
*法 必	12	163	124	76.1	39	23.9
*法 任	11	136	102	75.0	34	25.0
条 例	14	127	86	67.7	41	32.3
要綱・要領	28	428	249	58.2	179	41.8
規則・規程	4	79	54	68.4	25	31.6
計	69	933	615	65.9	318	34.1

[平成23年3月末日現在 ※休止中のものを除く]

\*法必……法律により必ず設置しなければならないもの。

\*法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。



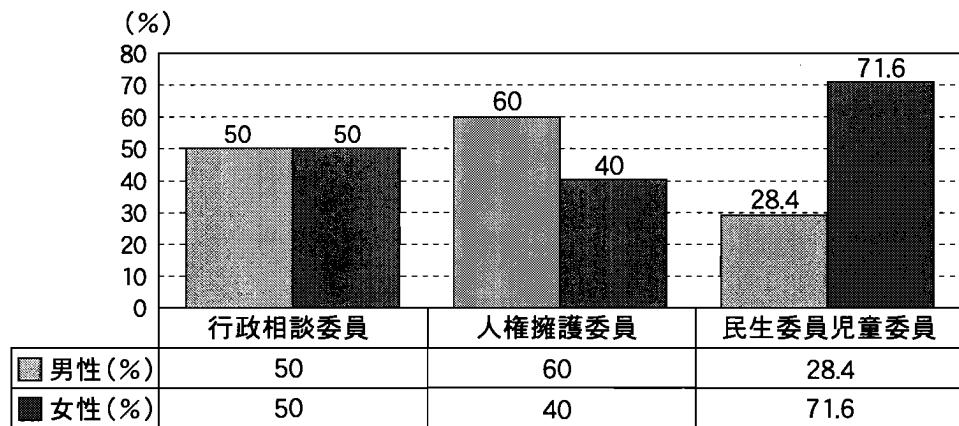
[各年とも3月末日現在 平成15年度は2月末日現在 平成20年度から規約・会則が設置根拠の会議は除く]

### 3 法に基づく委員への参画

#### 【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち男性1人(50%)、女性1人(50%)、人権擁護委員5人、うち男性3人(60%)、女性2人(40%)、民生委員児童委員155人、うち男性44人(28.4%)、女性111人(71.6%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



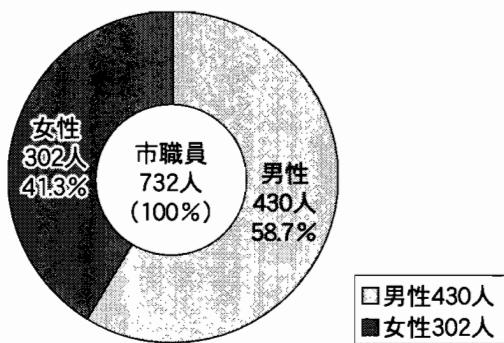
[平成23年10月1日現在]

## 4 市職員の構成

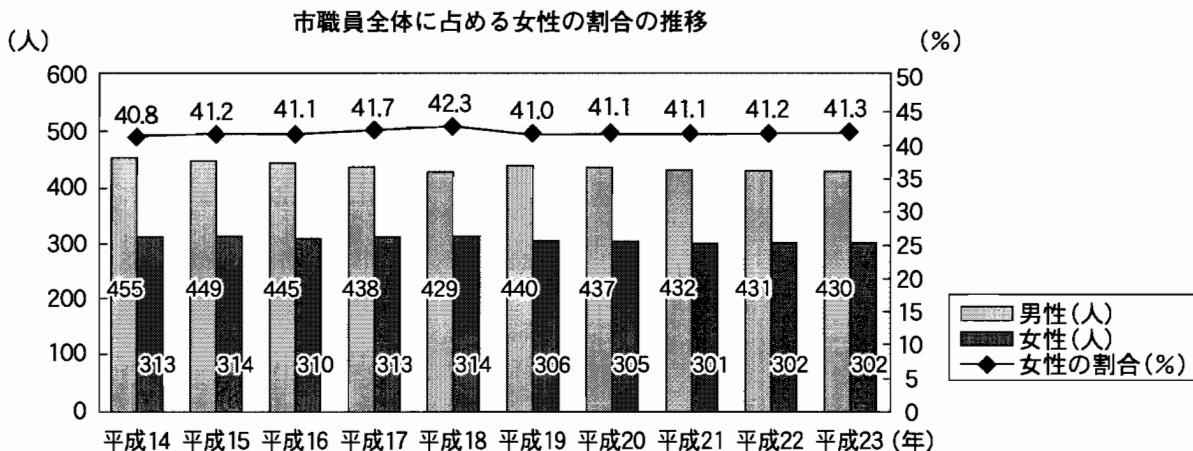
### 【職員の男女別人数】

本市の職員数（臨時職員は除く。）は、平成23年4月1日現在、732人で、男女の構成は、男性430人（58.7%）、女性302人（41.3%）となっています。これまでの全職員に占める女性の割合は、平成14年度以降は増加傾向でしたが、平成19年度からほぼ横ばいとなっています。

市職員の男女別構成



[平成23年4月1日現在]

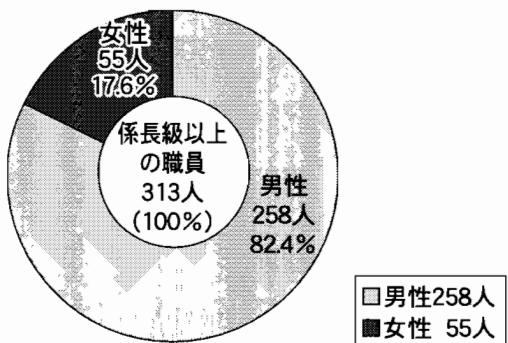


[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

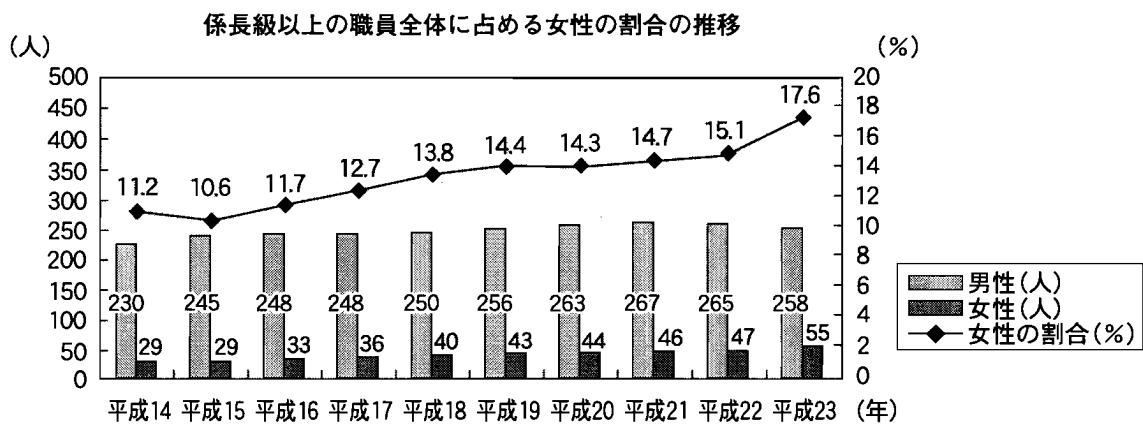
### 【係長級以上の職員の状況】

全職員に占める係長級以上の職員は、全体で313人（全職員に対する構成比42.8%）です。男女の構成は、男性258人（82.4%）、女性55人（17.6%）で、女性の係長級以上の職員は、平成15年以降、少しずつ増加しています。

係長級以上の職員の男女別構成



[平成23年4月1日現在]

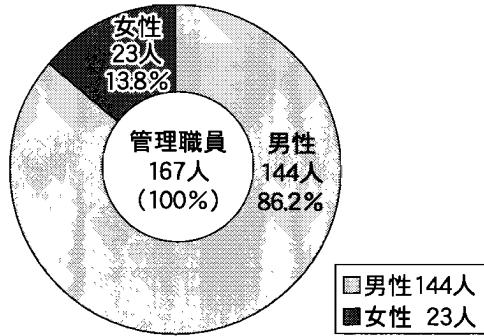


[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

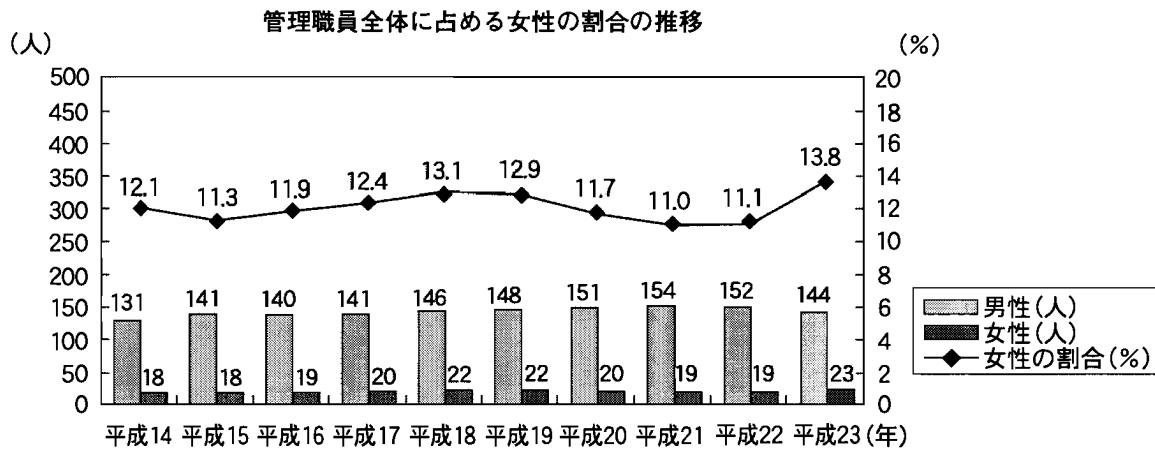
### 【管理職員の状況】

全職員に占める管理職員（課長補佐級以上の職員）は、全体で167人（全職員に対する構成比22.8%）です。男女の構成は、男性144人（86.2%）、女性23人（13.8%）となっており、女性の管理職員は、平成15年度以降平成18年度までは微増し、平成19年度から平成21年度まではやや減に転じていましたが、平成22年度以降は再び微増しています。

管理職員の男女別構成



[平成23年4月1日現在]



[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

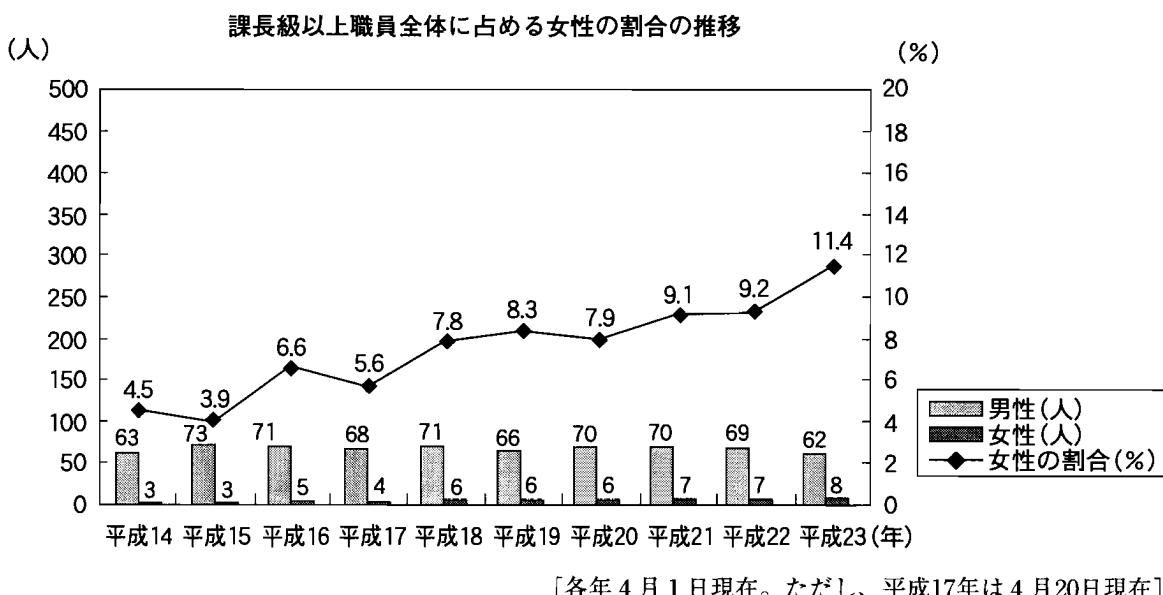
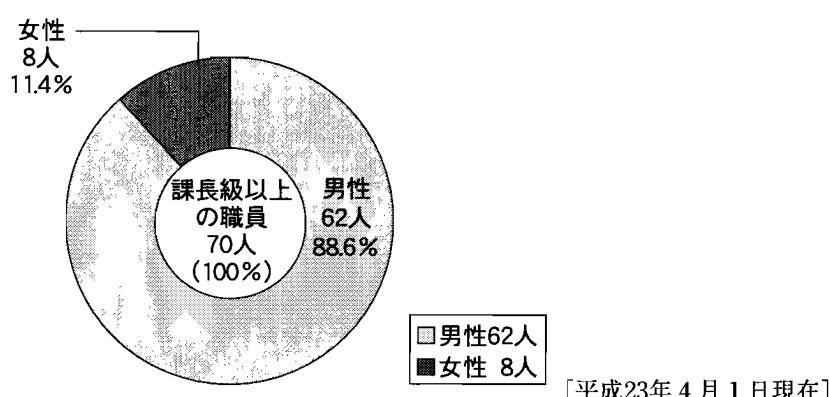
## 【課長級以上の職員の状況】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で70人（全職員に対する構成比9.6%）です。男女の構成は、男性62人（88.6%）、女性8人（11.4%）で、女性の課長級以上の職員は、平成14年度以降、少しづつ増加傾向にあります。

なお、部次長級以上の職員は全体で31人（全職員に対する構成比4.2%）で、男性は30人（96.8%）女性は1人（3.2%）となっています。

また、部長級職員は全体で12人（全職員に対する構成比1.6%）で、全員が男性です。

課長級以上職員の男女別構成



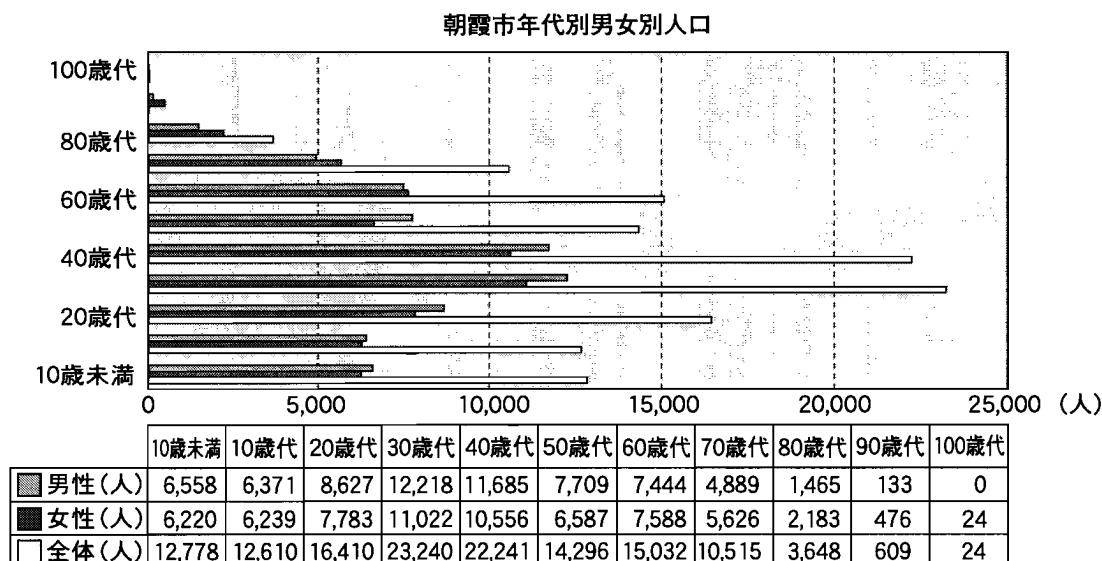
## 2 家庭生活

### 1 人口と世帯

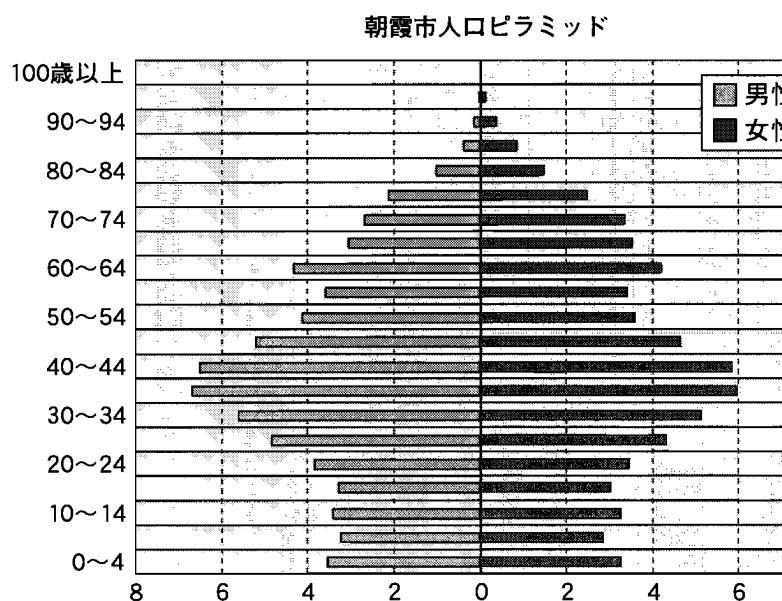
#### 【男女別人口】

本市の人口は、平成23年10月1日現在131,403人となっており、うち男性67,099人、女性64,304人となっています。世帯数は、59,512世帯となっており、人口、世帯数とも毎年増加しています。

人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、第1次ベビーブームと言われる昭和22～24年生まれの人口に比べ、第2次ベビーブームと言われる昭和46～49年生まれの人口が多く、また、全体的にも20代から40代人口が多いという特徴を示しています。



[平成23年10月1日現在]

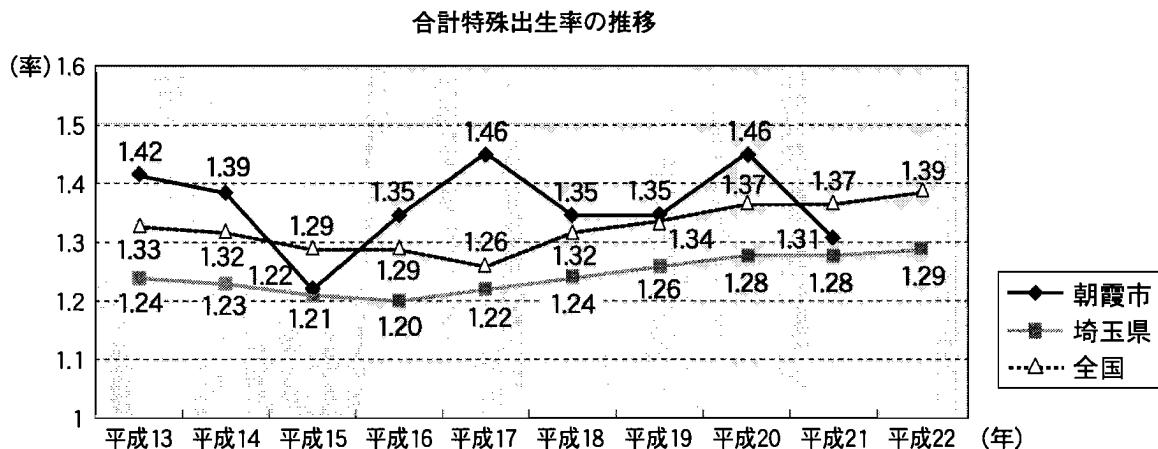


[平成23年10月1日現在]

## 2 人口動態

### 【合計特殊出生率の推移】

本市の合計特殊出生率は、平成15年時点では、一時国よりも低くなりました。平成16年から国・県の出生率を上回っていました。平成21年は再び国よりも低くなっています。



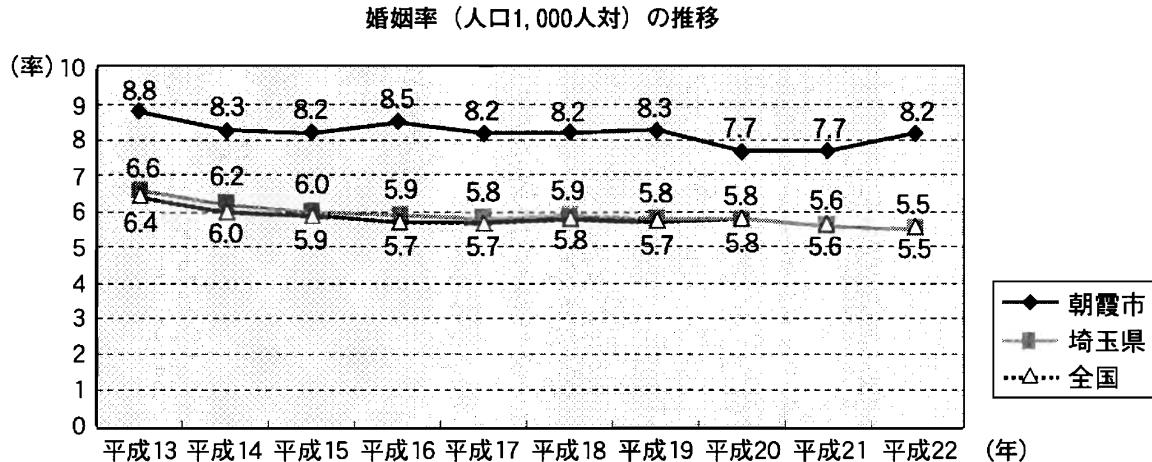
[資料：人口動態統計（平成22年は概数）]

年(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
朝霞市	1.42	1.39	1.22	1.35	1.46	1.35	1.35	1.46	1.31	—
埼玉県	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.29
全国	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

### 3 結婚・離婚

#### 【婚姻率の推移】

本市の婚姻率は、平成14年以降ほぼ横ばいで、国・県と比較すると高い率を示しています。

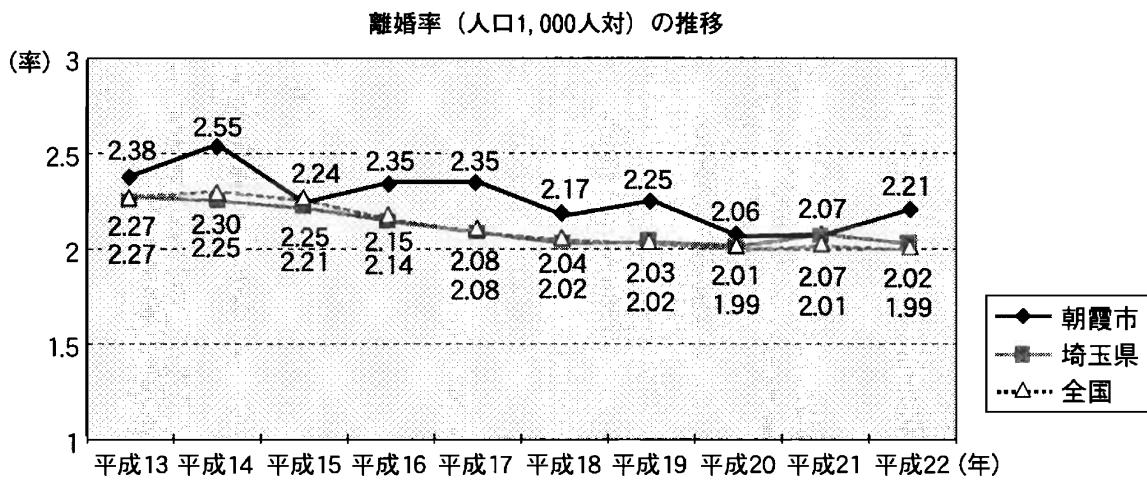


[資料：人口動態統計（平成22年は概数）]

年(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
朝霞市	8.8	8.3	8.2	8.5	8.2	8.2	8.3	7.7	7.7	8.2
埼玉県	6.6	6.2	6.0	5.9	5.8	5.9	5.8	5.8	5.6	5.5
全国	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.7	5.6	5.5

#### 【離婚率の推移】

本市の離婚率は、平成15年時点に国・県とほぼ同率となりましたが、平成18年以降、国・県より若干高くなっています。



[資料：人口動態統計（平成22年は概数）]

年(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
朝霞市	2.38	2.55	2.24	2.35	2.35	2.17	2.25	2.06	2.07	2.21
埼玉県	2.27	2.25	2.21	2.14	2.08	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02
全国	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.04	2.02	2.01	1.99

### ③ 教育

## 1 小・中学校の状況

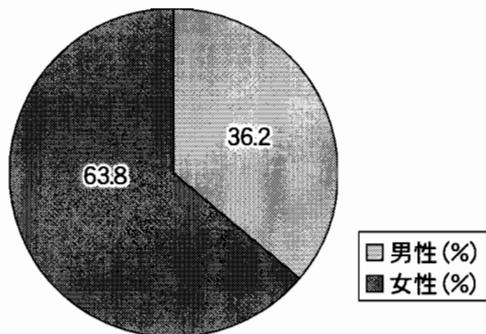
### 【小・中学校の教員の状況】

小学校の教員は、平成23年5月1日現在、全体で320人（前年比4人増）で、男性116人（全体の36.2%、前年比3人増）、女性204人（全体の63.8%、前年比1人増）です。女性の教員が男性の教員の1.8倍となっています。

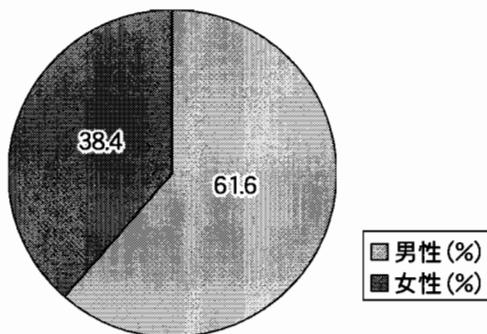
中学校の教員は、全体で185人（前年比2人増）で、男性114人（全体の61.6%、前年比1人増）、女性71人（全体の38.4%、前年比1人増）です。男性の教員が女性の教員の1.6倍となっています。

小学校の教員の男女比と中学校の教員の男女比は、ほぼ逆転しています。

小学校教員の男女別状況



中学校教員の男女別状況



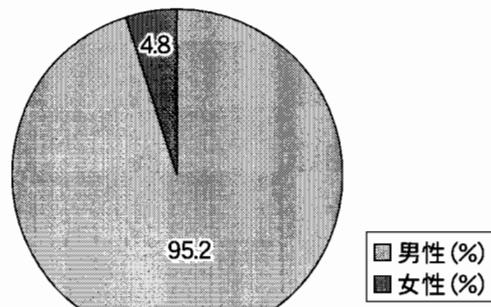
[平成23年5月1日現在]

### 【小・中学校管理職教員の状況】

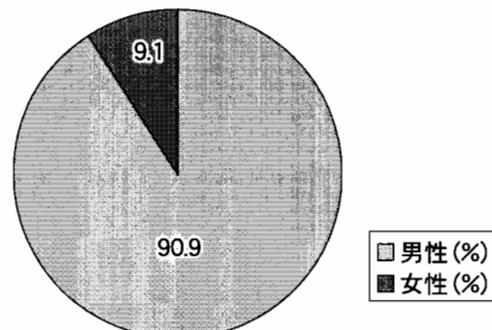
小学校の管理職教員は、全体で21人（前年比1人増）で、男性20人（全体の95.2%、前年比1人増）、女性1人（全体の4.8%、前年と同人数）となっています。

中学校の管理職教員は、全体で11人で、男性10人（全体の90.9%、前年と同人数）、女性1人（全体の9.1%、前年と同人数）となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



\*参考 全国の公立小・中学校的校長・副校長・教頭に占める女性の割合  
小学校20.1%、中学校6.8%（平成23年度）  
資料：公立学校における校長等の登用状況について

[平成23年5月1日現在]

## 2 高等学校への入学状況

### 【中学生の卒業後の状況】

本市における中学生の卒業後の進路状況をみると、平成23年3月卒業者の99.1%が進学しています。就職者の割合は0.38%と僅少です。

(人)

年(平成)	卒業者総数	高校進学者	専修学校等進学者	就職者	その他
14	889	864	2	11	12
15	869	834	5	18	12
16	863	844	2	4	13
17	877	858	1	6	12
18	930	908	2	7	13
19	927	912	1	7	7
20	932	919	1	6	6
21	1,037	1,027	4	1	5
22	1,130	1,118	0	4	8
23	1,053	1,040	3	4	6

\*進学者欄は、定時制、通信制等を含む [平成23年3月卒業者]

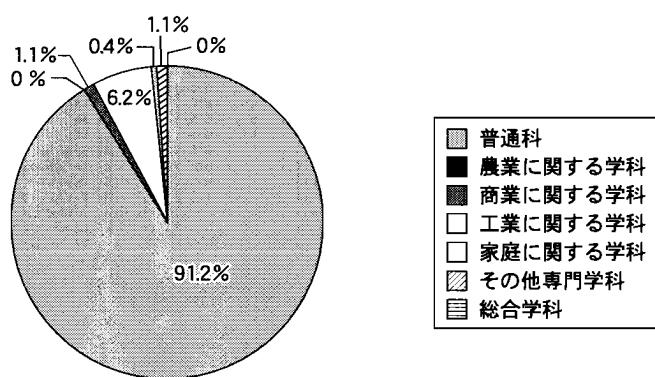
### 【県内公立高等学校の全日制課程への進学状況】

本市の中学校卒業者の高等学校への入学状況をみると、普通科への進学者は、男子は91.2%、女子は84.1%です。

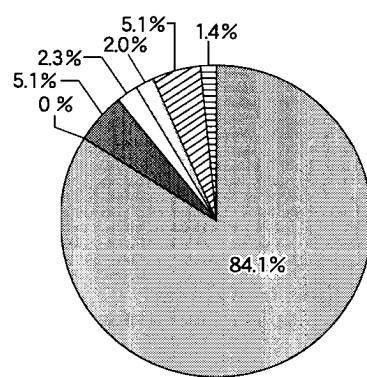
平成23年3月卒業生の県内公立高等学校(全日制)への進学状況



県内公立(全日制)への進学状況 (男子)



県内公立(全日制)への進学状況 (女子)



## 3 教育委員の状況

本市における教育委員は、平成22年から男性2人、女性3人の計5人となっており、平成23年10月末日現在、女性の委員が委員長となっています。

# 4 健康・福祉

## 1 女性総合相談

### 【女性総合相談の現状】

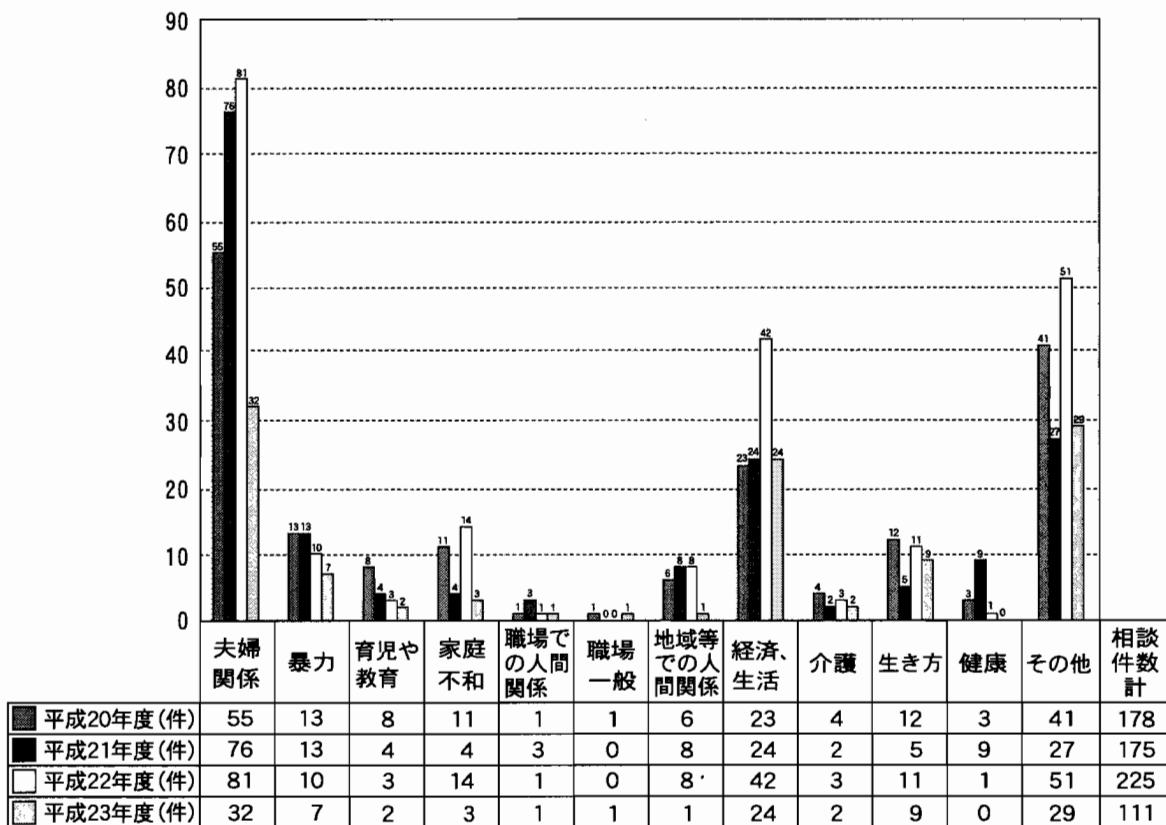
本市の女性総合相談は、平成12年度に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。現在、4人の女性相談員が週1回、交替で相談にあたっています。

相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済・生活」、「生き方」が多くなっています。

年度(平成)	相談人数	相談件数
14	70	93
15	127	162
16	129	172
17	112	147
18	133	188
19	173	237
20	140	178
21	152	175
22	167	225
23	84	111

[\* 平成23年度は9月末現在]

相談内容別件数



[\* 平成23年度は9月末現在]

## 2 | 苦情申立て

### 【男女平等苦情処理委員への苦情申立ての状況】

平成15年10月1日より、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しました。苦情処理委員は2人で、男性1人（大学教授）、女性1人（弁護士）です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。平成22年度については、申立てはありませんでした。

## 3 | DV相談

### 【DV相談の状況】

本市では、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV相談を設置しました。平成23年9月末までの相談者数は117件で、うち一時保護を行った人数は2人です。

## 4 | 児童

### 【児童虐待の状況】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待にあたります。平成22年度の虐待通告（相談）受理件数（疑いも含む）は、82世帯で、そのうちDVによるものは4世帯となっています。

## 5 | ひとり親家庭

### 【ひとり親家庭等医療費支給状況】

平成23年4月1日現在、申請・登録者数は777人（母親732人、父親32人、養育者13人）（前年比2.2%、17人増）で、うち支給対象者数は、687人（母親648人、父親27人、養育者12人）（前年比1.0%、7人増）となっています。

### 【児童扶養手当支給状況】

平成23年4月1日現在、申請・登録者数は768人（前年比9.1%、64人増）で、うち支給対象者は、695人（母親656人、父親29人、養育者10人）（前年比12.1%、75人増）となっています。支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」（597人）で、全体の85.9%（前年比0.3%増）を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
597	9	56	3	3	27	695

[平成23年4月1日現在]

## 【生活保護の状況】

平成23年10月1日現在、生活保護法による被保護世帯のうち、母子世帯は88世帯で、全体の7.7%（前年比0.7%増）となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数

(世帯)

単身者世帯					2人以上の世帯					計
高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯		
429	69	223	134	60	88	14	54	75	1,146	1,146

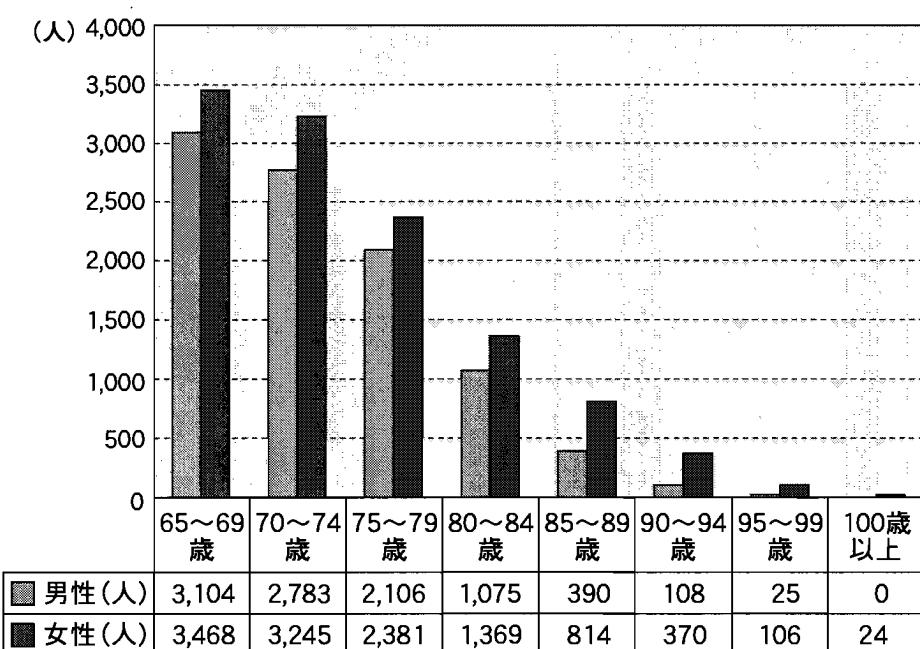
[平成23年10月1日現在]

## 6 高齢者

### 【高齢者の男女別人口】

本市の高齢者（年齢65歳以上）人口は、平成23年10月1日現在、21,368人（前年比551人増）で、男性9,591人（全体の44.9%、前年比235人増）、女性11,777人（全体の55.1%、前年比316人増）となっており、女性が男性の1.2倍となっています。特に、85歳以上の高齢者は、男性523人に対して、女性1,314人となっており、女性が男性の2.5倍となっています。

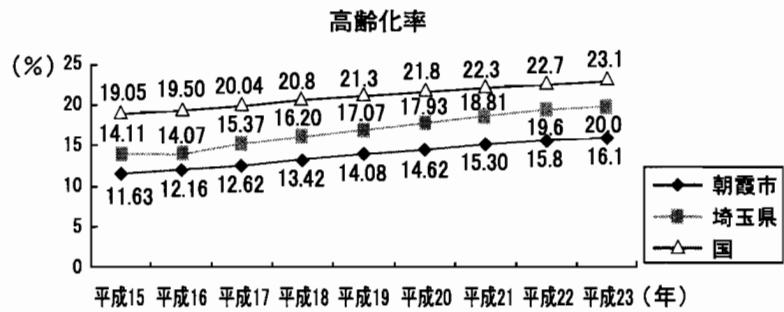
高齢者の男女別人口



[平成23年10月1日現在]

## 【高齢化率】

本市の全人口に占める65歳以上の割合を指す高齢化率は、国・県に比べると低い値ですが、確実に上昇を続けています。



[各年1月1日現在。国は10月1日現在]

## 【高齢者虐待等の状況】

本市の高齢者（65歳以上）に対する虐待の状況については、平成18年4月から高齢者虐待防止法（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行され、通告の義務が生じたことから増加の様子を見せてています。

虐待の背景には、被虐待者の認知症の問題や介護者の介護疲労などの問題に加え、複雑な家族関係や家庭の経済状況など複合的な問題が存在しています。

高齢者虐待等の状況  
(虐待疑いを含む。)

内 容		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通報・相談対応件数		68	72	55	46
前年度からの継続		25	45	41	40
新規の通報件数		43	27	14	6
被虐待者	男性	14	21	12	9
	女性	54	51	45	37
虐待の種類 (重複あり)	身体的虐待	39	43	37	21
	ネグレクト	21	22	13	5
	心理的虐待	24	28	24	17
	経済的虐待	11	16	15	7
	性的虐待	0	0	0	0
	合計	95	109	90	53
相談・通報者	介護保険サービス事業者(ケアマネ含む)	24	20	20	12
	近隣住民・知人	4	6	3	2
	民生委員	4	6	2	1
	被虐待者本人	14	15	7	6
	家族・親族	9	14	9	5
	虐待者自身	3	4	3	2
	警察	1	0	0	0
	地域包括支援センター	8	10	10	7
	その他(医療機関等)	3	2	2	2
	合計	70	77	58	39
経過・対応	分離した事例	11	9	5	1
	やむを得ぬ措置	0	0	0	0
	医療機関に一時入院	1	2	2	0
	介護保険サービス	8	6	3	1
	その他	2	1	0	0
	分離していない事例	32	18	11	5
	養護者への助言	5	10	3	4
	介護保険サービスの利用開始	0	5	1	1
	ケアプランの見直し	3	3	3	2
	介護保険以外のサービス	0	5	0	0
現 状	見守りのみ	7	7	2	0
	その他	17	15	0	0
	終結	23	31	15	6
	継続	45	41	40	40

[平成23年10月1日現在]

## **第2部**

### **朝霞市の男女平等推進施策の実施状況**

# 朝霞市男女平等推進行動計画

## 1 計画の重点課題と施策目標

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

### 〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的取扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進

### 〈計画の基本理念〉

### 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

### 〔基本理念実現への基本的な視点〕

- 1 男女平等社会像の提案
- 2 紋り込んだ施策目標の設定
- 3 多様なライフコースへの配慮

### 〈計画の重点課題〉

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

### 〔計画の重点プロジェクト〕

- 1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
- 2 異性間暴力の防止プロジェクト
- 3 子育て世代の男女支援プロジェクト
- 4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

### 〈計画の施策目標〉

- 1 男女平等を進めるための積極的な情報提供
- 2 男女平等を進める教育・学習体系の確立
- 3 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- 4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
- 5 男女の自己実現支援

## ■ 1 重点課題

### (1) 男女平等の意識づくり

急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコースが志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場等の市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、現実生活と意識との矛盾が大きくなっています。そのため、自己の持てる力を発揮しにくく感じている人や不平等を感じている人の視点からの、男女平等の意識づくりに向けた重点的な取り組みが求められています。

### (2) 男女平等が実感できる生活の実現

「朝霞市男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。少子高齢社会への対応としても、また、増え続けるストレスや自他に向けられた暴力などの深刻な課題を解決するためにも、条例を踏まえ、朝霞市民の一人一人が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し合える、男女平等が実感できる生活の実現に向けた重点的な取り組みが求められています。

## ■ 2 施策目標

### (1) 男女平等を進めるための積極的な情報提供

朝霞市が目指す男女平等の社会像について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

### (2) 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

### (3) 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に性と生殖に関する健康と権利について周知を図るとともに、異性間ににおけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざします。

### (4) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

### (5) 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援します。

## 2 重点プロジェクト

この計画の基本理念「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、重点課題を解決するために次の4つの重点プロジェクトを設定し、重点的・優先的に推進します。



### ■ 1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト

#### (1) 背景

「市民意識調査」結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する人が賛成する人を上回っていますが、平成20年時から比べると否定派が減少し肯定派が増加している傾向です。また、「男性がメインで女性はサブでいい」といった性別による固定的な役割分業意識がいまだに根強く残っています。

このような考え方を解消し、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるように、市民一人一人が生涯を通じて男女平等の教育機会を得、学習を続けることができる環境づくりが必要です。

#### (2) 基本的な考え方

学校においては、小・中学生が男女平等や“個”的自立について具体的に考え、実感できる教育プログラムの充実に努めます。男女がともに自立した人間としてお互いに尊重しあう家庭を築き、暮らしを通して子どもへ男女平等の教育・学習がなされることを促進します。また、地域等では、男女のライフプランを学習する機会や、地域コミュニティ活動の機会に男女平等の視点を積極的に絡めるなど、生涯学習活動、地域組織活動と連携した取り組みを進めます。

#### (3) 主要な施策

- 男女平等の教育プログラムの充実
- 男女が平等な家庭生活の情報提供
- 家庭教育についての学習機会の提供
- 男女平等に関する生涯学習の推進

## ■ 2 異性間暴力の防止プロジェクト

### (1) 背景

平成21年度の「女性総合相談」で、「暴力」そのものについての相談は13件ですが、「市民意識調査」結果によると、回答した女性の1割が身体的暴力を、1割が性的暴力を、3割強が精神的暴力を経験しており、顕在化しているのは“氷山の一角”であることが推測されます。

### (2) 基本的な考え方

学校はもとより、家庭、地域、職場等において暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて積極的な情報提供に努めます。また、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(平成22年3月策定)に基づき、この基本計画に位置づけられた諸事業の推進に努めます。

### (3) 主要な施策

- 異性間暴力が犯罪であることの周知
- 相談体制の充実
- 府内の保護・支援体制の確立
- 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援
- 「配偶者暴力相談支援センター」の設置

## ■ 3 子育て世代の男女応援プロジェクト

### (1) 背景

30歳代人口が多いことが朝霞市の特徴の一つですが、30歳代女性の労働力率は5割と低く、男性が継続就労するのに対して、女性は子育て専業の割合が高くなっています。しかしながら、「市民意識調査」結果では、30歳代無職の女性の約9割が就業を希望しています。子育てそのものについての社会的な支援体制は整いつつありますが、子育て世代の社会参加や、男性の家事・育児参画、女性の再就労準備などへの支援はまだ十分とは言えない状況です。

### (2) 基本的な考え方

男女がともに家事や子育てを担い、子育てをしながら就労・学習・社会活動への参加ができる環境づくりを進めます。再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた女性の能力開発を支援します。

### (3) 主要な施策

- 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援
- 男女がともに参加しやすい活動への配慮
- 家庭と職業の両立支援
- 女性の能力開発支援

## ■ 4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

### (1) 背景

「朝霞市男女平等推進条例」にも必要性がうたわれているように、男女平等を推進するための「総合的な拠点施設の設置」が求められています。

### (2) 基本的な考え方

推進拠点でどのような男女平等に関わる活動を誰がどのように展開するのかなど、推進拠点のコンセプトと必要な機能、運営方法などについて市民と協働しながら検討します。

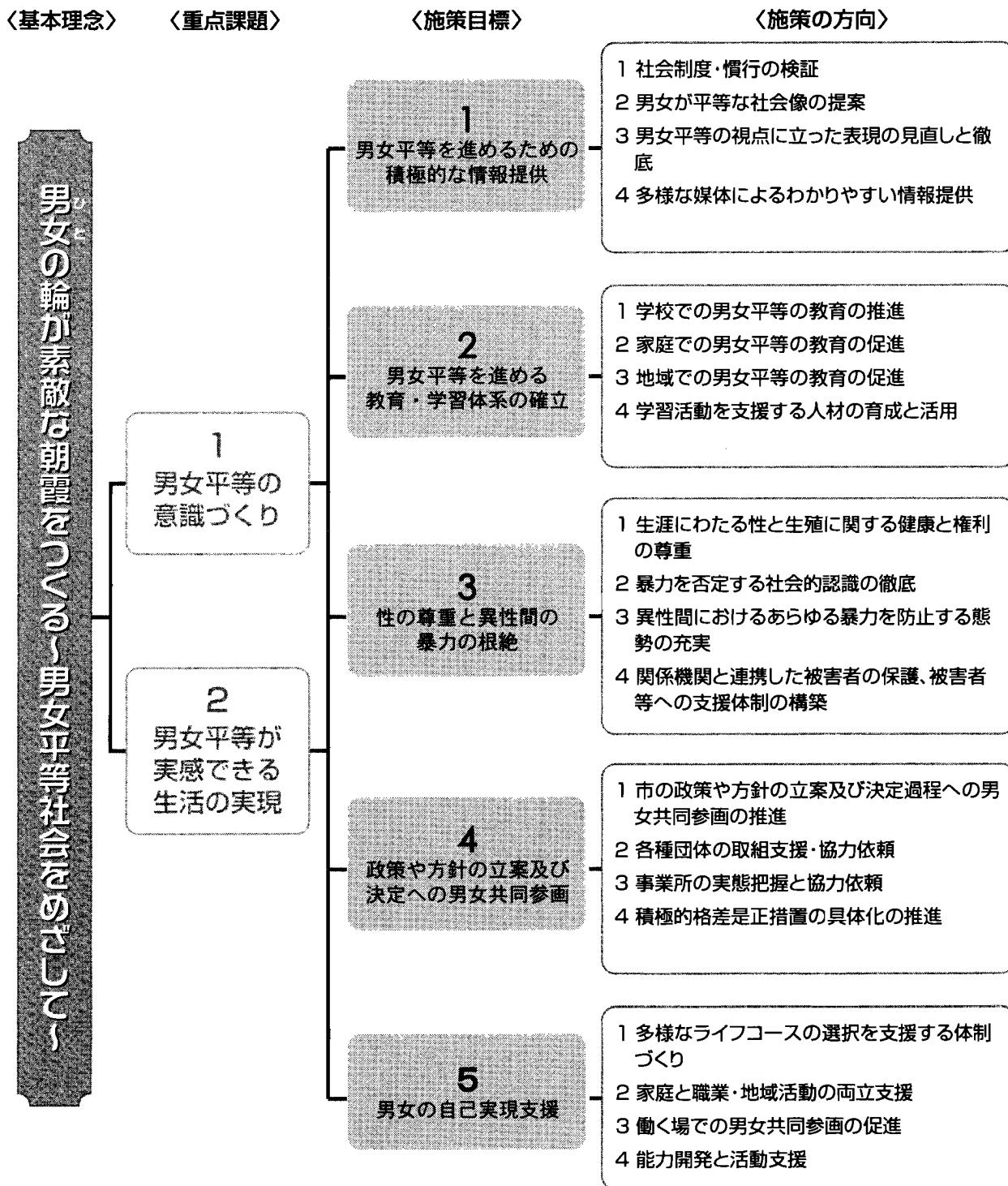
### (3) 主要な施策

- 推進拠点施設の設置に向けた検討



### 3 施策の体系

この計画は次のような体系に沿って展開します。



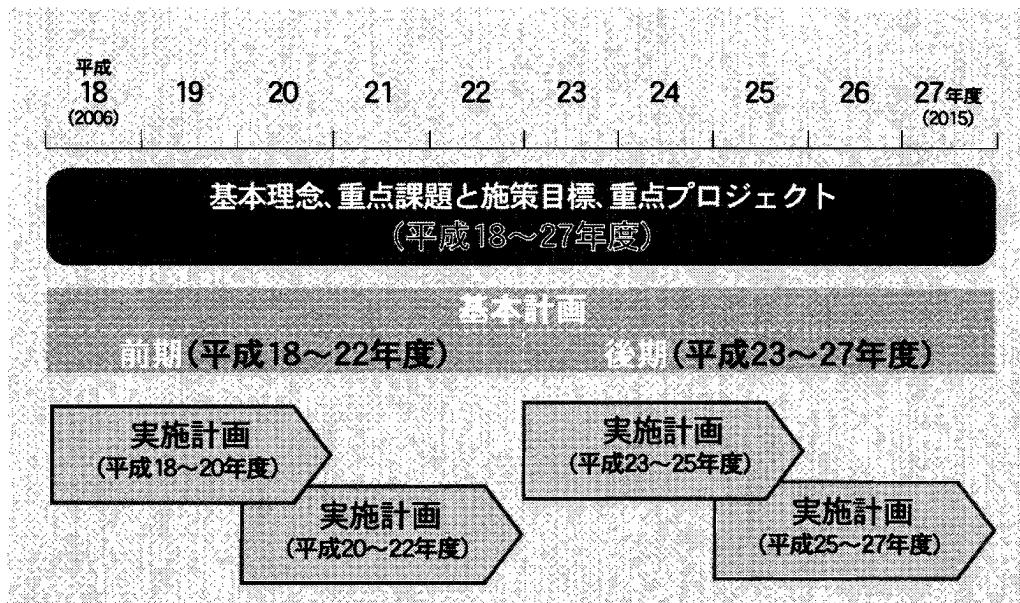
## 4 計画の構成・期間

「朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画」と「実施計画」をもって構成します。

「基本計画」の期間は平成18年度から平成27年度の10年間で、うち、平成18年度から平成22年度を「前期」、平成23年度から平成27年度を「後期」として、男女平等推進の基本的な方向性を示した計画とします。ただし、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」の期間は3年間で、「基本計画」で定めた施策等に基づく、男女平等推進の具体的な事業内容を示した計画とします。

### ■計画の構成と期間



## 【朝霞市男女平等推進事業評価】

### ●朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価基準に基づき、企画立案段階及び実施後の段階において、男女平等の視点から捉え、評価をするものです。

#### 朝霞市男女平等推進事業評価基準の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

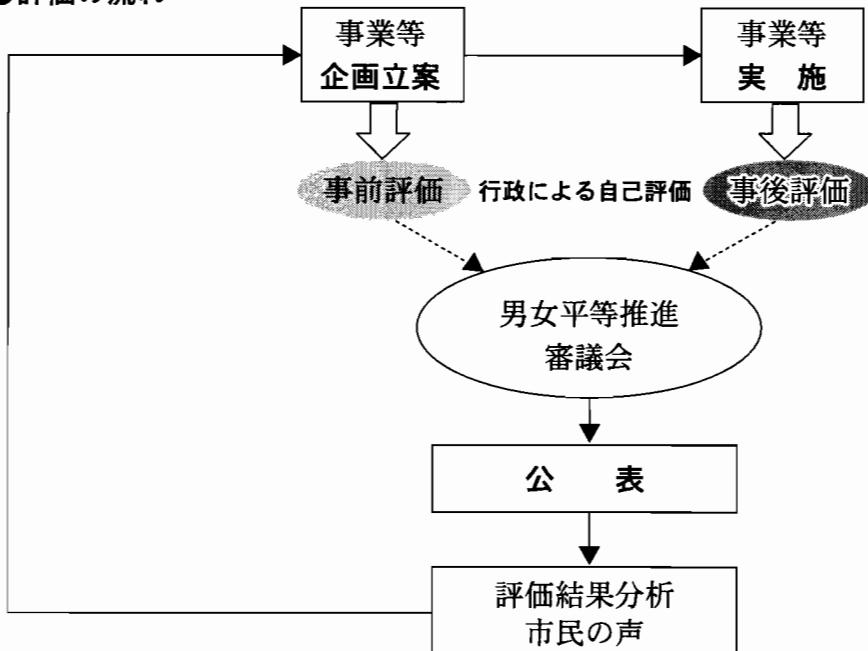
### ●評価のねらい

男女平等の推進に関する市の事業等について、企画立案段階及び実施後の段階において、男女それぞれに対する効果を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等に敏感になることを目的としています。

### ●評価のメリット

- ◇ 市の事業等の企画立案もその成果も、男女平等の観点から問い合わせ直すことで、よりきめ細かく男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

### ●評価の流れ



●チェック項目…各々の事業の企画立案及び実施の段階で、下記にある項目について、  
チェックし、配慮した具体的な内容を記載します。

- 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
- 女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。
- 事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。
- 社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。
- 事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。

●評価…各施策目標に対する事業達成状況を各々の事業ごとに5段階\*で評価しています。

\*基準 達成された：5 ほぼ達成された：4 あまり達成されていない：3

達成されていない：2 実施していない：1

(注)34ページからの【平成22年度事業等の実施状況】表中、「事業達成度」の欄に掲載しています。

## 【平成22年度実施事業 5つのチェック概要】

朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）に位置づけた141事業（回答調書数 328件）に、担当部署がチェックを行った結果は次のとおりです。

### 1. チェック結果

	項目	チェック数
①	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。	112事業
②	女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。	152事業
③	事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。	139事業
④	社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。	135事業
⑤	事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。	160事業

### 2. 事業の企画立案及び実施の段階で、男女平等に配慮した具体的内容

\*重複する内容が多くあるため、次のとおりまとめました。

- ① **事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。**
  - ・市民意識調査や市への意見・要望、事業の参加者アンケートなどで、男女別に意見やニーズを把握した。
  - ・審議会等の委員構成等の調査を実施して委員数など男女別に把握した。
- ② **女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。**
  - ・男女双方が参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮した。
  - ・各種申請書や申込書で不必要的「世帯主」欄や「性別」欄を削除した様式で対応している。
  - ・研修内容がわかるように、研修概要を添えて参加募集を行った。
  - ・男性と女性の相談員を配置した。
  - ・手紙やメール、ファックスなどさまざまな方法で意見を述べられるよう配慮した。また、情報発信も行った。
  - ・参加者のニーズを考慮し、参加しやすいよう説明会や講座などの開催日を夜間や土・日曜日に設定した。

- ③ **事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。**
- ・男女双方が関心を持てるような内容の子育て講座を開催し、男女双方の子育て参加を促進した。
  - ・男女にかかわらず活躍できるよう活動を支援した。
  - ・男女の違いや役割について理解させるとともに、お互いを尊重しあう意識を育成した。
  - ・性別にかかわらず多様な生活を可能にする進路指導を充実させた。
  - ・男女問わず起業を考えている方から開業後間もない方まで、トータル的にサポートできるように各事業を組み合わせた。
- ④ **社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。**
- ・啓発物や広報紙、ホームページ、申請書などを作成する際に、固定的性別役割分業意識にとらわれた表現にならないよう配慮した。
  - ・スポーツの概念に幅を取り、男女問わず自分の得意分野が生かせるよう配慮した。
- ⑤ **事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。**
- ・女性職員と男性職員が担当に入ることで積極的な推進が図れた。
  - ・検査時に性別で固定的な意識にとらわれないように、検査を行うよう留意した。
  - ・取引金融機関検査の担当割の際、男女ともに、検査についての対応ができるよう研修を実施した。
  - ・「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」の構成数を男女ほぼ同数にできた。
  - ・講座内容決定に際しては、担当職員だけでなく、他の職員(男女)にも意見を聞いた。
  - ・広報紙やポスター・チラシ作成時は、担当職員だけでなく、他の職員(男女)の意見も取り入れた。

□実施計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指標番号	指標	行動計画策定時値 平成16年7月 (注1)	平成20年度の値 平成20年7月 (注2)	現状値 平成22年6月 (注2)	実施計画数値目標 (平成23年度～平成25年度)	行動計画における平成27年度の目標値
男女平等を進めるための積極的な情報提供	社会制度・慣行の検証	1	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	9.8%	12.0%	8.4%	14.0%	20.0%
		2	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を知っている職員の割合	—	70.9% (平成20年9月)	85.7% (平成23年3月)	100.0%	—
		3	「男女平等苦情処理委員」、「人権擁護委員」の設置を知っている市民の割合	4.6%	4.5%	16.4%	28.0%	—
	男女が平等な社会像の提案	4	30歳代配偶者・子ども有り・無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数（希望－現実）1.5以上の割合（注3）	63.7%	—	54.5%	46.0%	35.0%
		5	「男は仕事・女は家庭」という考え方否定的な市民の割合	39.6%	48.2%	32.2%	58.0%	—
男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	6	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	—	1回／年 (全庁)	1回／年 (全庁)	1回／年	1回／年	1回／年
多様な媒体によるわかりやすい情報提供	7	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか1つでも「知っている」市民の割合	40.6%	46.2%	37.6%	55.0%	60.0%	
男女平等を進める教育・学習体系の確立	8	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	—	1時限以上／年 (中学校)	1時限以上／年 (中学校)	全学年1時限／年	全学年1時限／年	
	9	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	16.1%	24.1%	19.7%	29.0%	30.0%	
	10	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	8.0%	10.4%	9.4%	12.0%	20.0%	
	11	(仮称) 男女平等推進人材データベース登録者数	—	5人 *男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	4人 *男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	10人	30人	

施 策 目 標	施 策の 方 向	指 標 番 号	指 標	行動計画 策定時値 平成16年7月	平成20 年度の値 平成20年7月	現 状 値 平成22年6月	実施計画 数値目標 (平成23 年度～平成 25年度)	行 動 計 画に お け る 平 成 2 7 年 度の 目 標 値
性 の 尊 重 と 異 性 間 の 暴 力 の 根 絶	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	12	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	—	9. 6%	3. 0%	10. 0%	20. 0%
	暴力を否定する社会的認識の徹底	13	身体的ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の割合	—	11. 6%	14. 8%	9. 0%	—
		14	夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	53. 2%	64. 6%	68. 7%	80. 0%	80. 0%
	異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	15	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	12. 5%	18. 4%	14. 4%	22. 0%	22. 0%
		16	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」を知っている市民の割合	—	—	85. 3%	90. 0%	—
	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	17	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	—	—	0	1カ所	1カ所
		18	「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」の実施	—	—	—	平成23年度	—
政策 や 方 針 の 立 案 及 び 決 定 へ の 男 女 共 同 参 画	市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	19	審議会等の女性委員登用率	31. 1% (平成17年3月)	33. 2% (平成20年3月)	37. 2% (平成22年3月)	40. 0%	45. 0%
		20	係長級以上の市職員に占める女性の割合	12. 7% (平成17年4月)	14. 3% (平成20年4月)	15. 1% (平成22年4月)	18. 0%	—
	各種団体の取組支援・協力依頼	21	自治会長の女性比率	12. 2% (平成17年4月)	9. 2% (平成20年9月)	7. 8% (平成22年4月)	15. 0%	20. 0%
	事業所の実態把握と協力依頼	22	市内事業所における管理職等の女性比率	3. 6% (平成16年6月)	4. 7% (平成20年9月)	15. 7% (平成22年6月)	20. 0%	20. 0%
	積極的格差是正措置の具体化の推進	23	「積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）」をよく知っている市民の割合	4. 9%	6. 3%	7. 9%	11. 0%	13. 0%

施 策 目 標	施 策の 方 向	指 標 番 号	指 標	行動計画 策定時値 平成16年7月	平成20 年度の値 平成20年7月	現 状 値 平成22年6月	実施計画 数値目標 (平成23 年度～平成 25年度)	行動計 画にお ける平 成27 年度の 目標値
男女 の 自 己 実 現 支 援	多様なライ フコースの 選択を支援 する体制づ くり	24	「あさかびと男女の輪サイト」を よく知っている市民の割合	—	—	0.7%	5.0%	20.0%
	家庭と職 業・地域活動 の両立支援	25	30歳代配偶者・子ども有り男 性の1週間の平均無償労働時間	6.6時間	3.5時間	20.1時間	25時間	25時間
	働く場での 男女共同参 画の促進	26	「職場の中で男女の地位は平 等である」とする女性の割合	8.7%	13.1%	12.2%	16.0%	20.0%
	能力開発と 活動支援	27	能力開発支援に関する制度・機 会を知っている女性（20～ 50歳代）の割合	—	16.8%	15.4%	20.0%	20.0%
		28	市が実施する能力開発に関わ る事業に参加した女性の数	—	9人 (平成20 年度)	25人 (平成21 年度)	30人／年	—

- 注1 「行動計画策定時値」は、朝霞市男女平等推進行動計画（平成18年3月）策定のため平成16年7月に実施した、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。
- 2 指標番号が網掛けになっている指標の「平成20年度の値」は、平成20年7月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で、その次の「現状値」は、平成22年6月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。それ以外の（ ）内に記述のあるものについては、その時点での実績、または、アンケート調査による値です。
- 3 「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」、「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を（+2）、「どちらかといえば自分の活動を優先」を（+1）、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を（0）、「どちらかといえば家庭生活を優先」を（-1）、「家庭生活に専念」を（-2）として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が1.5以上の方の割合。

平成22年度  
男女平等推進事業等の実施状況

## 【平成22年度 事業等の実施状況】

※（再掲）の事業は、事業名欄から事業実績欄を網掛けにしています。

※全庁で取り組む事業については、3課を選定して掲載しています。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	<p>① 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起</p> <p>② 調査等による実態把握</p> <p>③ 「朝霞市府内男女平等推進指針」の策定・推進</p> <p>④ 男女平等を阻害する慣行のは是正提案</p> <p>⑤ 県条例・市条例の周知徹底</p> <p>⑥ 男女平等苦情処理委員等の周知</p>	<p>① 施策や事業の展開の見直し促進</p> <p>② 調査等による実態把握</p> <p>③ 「朝霞市府内男女平等推進指針」の策定・推進</p>	全庁 (地域づくり支援課)	各事業において、男女平等に配慮しているか、見直しを行った。
				全庁 (建築課)	各種届の受理やそれに伴う交付、各種証明の発行・交付等の業務全般について、今までの慣行等にとらわれ、不必要に世帯主を記載させるような申請書等がないか等見直しを行った。
				全庁 (出納室)	会計事務及び審査事務における適正な役割分担定期的に担当する業務の交代及び当番決めにおける平等な分担
				人権庶務課	平成22年度までの男女平等推進行動計画後期基本計画及び実施計画の見直しを行い、男女平等推進行動計画後期基本計画(平成23年度～平成27年度)及び実施計画(平成23年度～平成25年度)を策定した。また、平成22年度までの指標に対する数値目標を見直し、今後2年間で目標とする新たな指標と数値目標を設定した。 「男女平等に関する市民意識調査」及び「市内事業所アンケート調査」を実施し実態把握を行った。また、調査結果について、報告書や広報紙等を通じて広く情報提供を行った。
				人権庶務課	「朝霞市府内男女平等推進指針」を府内にPRし、市の施策や事業を男女平等の視点から見直すよう依頼した。 男女平等推進条例、男女平等推進行動計画及び、実施計画に基づく男女平等の推進について考慮した事業を実施するよう幹事会を通して府内に知らせた。
				人権庶務課	「男女平等に関する市民意識調査」を実施し、男女平等を阻害する社会的慣行に関する市民意識の実態を把握するとともに、調査結果について報告書や広報紙を通じて広く情報提供を行った。 ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じた情報提供を実施した。また、「広報あさか」では、男女平等推進事業企画・運営協力員との協働のもと、「テートDVを知ろう」と題し、男女平等を阻害する慣行のは是正について提案した。
				人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」及び男女平等推進情報紙「そよかぜ」における情報掲載や日常的に情報を掲載したリーフレットの配布を行った。男女共同参画週間ににおいて市庁舎でパネル展を実施し、情報の掲示を行った。（6月）
				人権庶務課	男女平等苦情処理委員については、年3回「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載し周知した。 人権擁護委員については、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知するとともに、研修会やパネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットなどを配布して周知を図った。また、人権擁護委員と協働し街頭啓発活動を実施した。
		<p>① 男女共同参画社会像の周知</p> <p>② 男女平等社会の具体像の周知</p>	<p>① 男女共同参画社会像の周知</p> <p>② 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行</p>	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」において情報を掲載した。 情報を掲載したリーフレットを市役所や公共施設において配布した。また、男女共同参画週間（6月）に併せ、情報掲示を行った。（パネル展）
				人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。 (9月、3月) 9月 「今日から変わるテレビの見方！」 3月 「誰でも出来る！！地域レビュー！！」

※各施策目標に対する「事業達成状況」を各々の事業ごとに5段階で評価しています。

評価基準（達成された→5 ほぼ達成された→4 あまり達成されていない→3 達成されていない→2 実施していない→1）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
各事業を実施するにあたり、職員同士で検討を行い、不合理な性別による取り扱いがないように配慮しながら事業を行った。	5	今後においても、引き続き配慮していく。
職員同士で検討を行い、申請書の記載や窓口対応でも情報の収集において配慮を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
職員に男女平等の視点が定着し、男女平等意識の醸成が図られるよう、内部事務の遂行に際して、平等な役割分担と情報提供に配慮した。	4	事務の遂行過程における潜在的な役割分担意識の排除
実施計画の策定に際し、庁内連絡会議・同幹事会で内容について十分に検討を行った。このことから、連絡会議委員や幹事に男女平等に関する意識づけがなされ、男女平等推進に関する庁内の指導的立場が自覚されたと思う。統計資料をテーマに沿ってわかりやすく広報することで、有効な問題提起となるようにした。	5	継続的な調査の実施による統計データ比較を行っていく。
庁内の男女平等を推進する男女平等推進プロジェクトチームの役割を加えた位置づけである、男女平等推進庁内連絡会議幹事会を活用し、推進強化の体制を図った。	5	指針を毎年ごと定時に庁内に啓発通知し、個々の職員はもとより職場としての意識作りを促していく。
性別による固定的な役割分業意識の解消に向けた社会的慣行是正の提案を行った。具体的には、毎月1日号に「朝霞市は男女平等を進めています」のコラムを掲載し、社会制度・慣行を見直す機会提供とした。	5	日常的な事柄について、改めて見直すことができるよう分かりやすい情報の提供に努める。
男女共同参画週間の機会を利用し、市庁舎内に情報を掲示することができた。	5	条例と身近な暮らしとの関わり、条例制定の意義の啓発を行う。
男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知を図るとともに、街頭での啓発活動の実施や研修会、パネル展等での啓発パンフレット等の配布などを行い、広く周知した。 ホームページ「ふれあいネットアサカ」に、「埼玉人権啓発活動ネットワーク協議会」や「人権啓発活動ネットワーク協議会(全国)」のホームページをリンクさせた。 人権擁護委員の活動や法的救済制度の周知を図った。	5	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員が気軽に活用されるよう、「広報あさか」等の掲載にあたっては、活動内容を具体的に載せるなど分かりやすい広報に努める。
毎月「広報あさか」に関連情報を掲載したほか、リーフレットに情報を掲載し、より情報が目につきやすいようにした。	5	身近な事柄から市民に男女共同参画社会がどのようなものかが理解しやすい情報の提供を行っていく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員と共に発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	② 男女が平等な生活提案の実施	① (再掲) 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。 (9月、3月) 9月 「今日から変わるテレビの見方！」 3月 「誰でも出来る！！地域デビュー！！」
			① 「年次報告書」の発行	人権庶務課	平成22年度版年次報告書を発行した。(12月)
		③ 男女平等について調査研究の実施	② 国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議に公募市民である女性4人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。
	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	① 市の広報活動、刊行物における表現の徹底	① 性別役割分業是正の観点での行政発刊物の作成・見直し	全庁 (危機管理課)	男女平等の観点を常に意識してパンフレット、チラシの配布を行った。
				全庁 (資源リサイクル課)	啓発冊子の作成にあたり、「表現ガイド」に基づき、チェックを行った。 ①1日100グラムごみを減らしてみよう 12,000部 ②子ども用クリーンセンターパンフレット 15,000冊 ③資源ごみの正しい出し方 63,000冊
				全庁 (教育管理課)	中学校自由選択制の学校紹介パンフレットを2,200部作成し、小学校6年生に配布した。また、特認校生徒募集のリーフレットを4,000枚作成し、小学校6年生及び中学校1・2年生に配布した。
		② 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」における表現の留意	② 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」における表現の留意	市政情報課	「広報あさか」の発行 月2回 毎月1日・15日発行 印刷部数 每号43,500~43,700部(A4版) ホームページ「ふれあいネットアサカ」の更新 約3,200回
				人権庶務課	市独自の「表現リーフレット」を作成し、埼玉県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」と併せて有効利用するよう、府内連絡会議や同会議幹事会等の機会をとらえて指示した。
	② 団体・事業者等への自主的な取組を促進	① 団体・事業者等への周知・情報提供	人権庶務課	人権庶務課	市独自の「表現リーフレット」を作成し、各課窓口での市の掲示板にポスターの掲示依頼する団体や後援依頼団体に配布し周知したほか、公共施設にリーフレットを設置した。
				産業振興課	国、県等の刊行物を窓口へ設置するなど、関連する情報を提供した。
				市政情報課	「広報あさか」の発行 月2回 每月1日・15日発行 印刷部数 每号43,500~43,700部(A4版) ホームページ「ふれあいネットアサカ」の更新 約3,200回

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
朝霞市における男女平等の推進状況について統計的な比較ができるような構成をした。	5	統計データの工夫により男女平等状況の推移がより分かりやすく把握でき、分析できるようにすることと、計画に基づく実施事業内容を分かりやすく情報提供する。
男女平等をめぐる国内外の動向の日常的な把握に努め、「広報あさか」や個別の質問への対応など必要に応じた情報提供を行った。	5	国内外の男女平等をめぐる動向を収集し、分かりやすい情報提供をしていく。
刊行物の作成にあたっては、男女平等の視点に立てているか、何度もチェックを行った。	5	引き続き表現ガイドを習熟し、ガイドに沿った表現に努める。
男女の役割・職業分担を固定しないよう、パンフレットのイラストに配慮した。	5	今後も引き続き表現などについて配慮する。
発行物の内容において、固定的な性別役割分担（父親・母親）意識にとらわれない表現となるよう配慮した。	4	今後も引き続き配慮していく。
人物に関するイラストの性別について、またその色使いを適切に使用した。	4	今後も引き続き配慮していく。
市独自の「表現リーフレット」を作成し、庁内連絡会議や同幹事会を通して、全庁に向け、行政発行物の点検を促すことができた。	5	「表現リーフレット」の有効活用をしていく。
市独自の「表現リーフレット」を作成し、団体への周知を促すことができた。	5	団体・事業所等への情報提供機会の充実を図る。
資料の設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	引き続き、資料設置場所の環境整備を行う。
性別による固定的な役割分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底		① 男女平等の視点に立った表現の推進	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じて男女平等の視点に立った表現についての情報提供を行った。
		③ 情報活用能力の向上	② 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上のための学習情報提供	人権庶務課 公民館	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じて男女平等の視点に立った表現についての情報提供を行った。また、市独自の「表現リーフレット」を作成し公共施設に設置した。あさか女と男セミナーで「メディア・リテラシー」を取り上げた。  関係各課の主催事業における部屋の提供及び、啓発物（ポスター・チラシ・冊子等）の掲示・配布を行った。また、各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。 中央公民館：悠ゆう大学（「飲み合わせ」ってなに？／気持ちよく眠れる快眠法／これからのマネープランⅠ～Ⅳなど） 人権教育講座（「気付いていますか？そのサイン（虐待・いじめ）」） 東朝霞公民館：人権教育講座（家庭、地域から人権教育を考えるⅡ） 南朝霞公民館：人権教育講座（高齢者とともに生きる社会） 北朝霞公民館：人権教育講座（裁判員制度・その他司法制度の現状について） 内間木公民館：人権教育講座（名作に学ぶこころと人生の豊かさ）
4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	① 男女平等に関する情報提供体制の充実	① 「広報あさか」「ふれあいネットアサカ」の充実 ② （再掲）男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	市政情報課 人権庶務課	「広報あさか」の発行 月2回 每月1日・15日発行 印刷部数 每号43,500～43,700部（A4版） ホームページ「ふれあいネットアサカ」の更新 約3,200回  公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。 (9月、3月) 9月 「今日から変わるテレビの見方！」 3月 「誰でも出来る！地域テレビーー！」	
	② 出前講座の活用	① 男女平等に関する出前講座の実施	人権庶務課 生涯学習課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー2件 分野 くらし 「女と男が輝いて」（子ども向けあり） 「デートDV－これって愛？－」 朝霞第五小学校教職員（30人）を対象としたおとどけ講座「女と男が輝いて」を平成22年8月30日に実施した。  登録メニュー 分野 くらし タイトル：「女と男が輝いて」 子ども向けメニューもあり	
	③ 男女平等に関する情報のバリアフリー化	① 外国語による生活情報の提供	全庁 (市政情報課)	平成20～22年までの配布数 英語 1,000部 中中国語 660部 ポルトガル語 360部 ハングル語 360部	
			全庁 (健康づくり課)	予防接種と子どもの健康（冊子）英語版、中国語版、タガログ語版、ポルトガル語版、韓国語版の提供 予防接種予診票 英語版、中国語版、タガログ語版、ポルトガル語版、韓国語版の提供 母子健康手帳外国語版の購入案内	
			全庁 (図書館)	ホームページで利用案内の外国語（英語）表示を行った。	
		② 高齢者や障害者に配慮した情報の提供	全庁 (職員課)	受験資格を明記した受験案内（男女平等採用）を高齢者や障害者に配慮した方法で周知した。	
			全庁 (人権庶務課)	男女平等に関する情報について、日常的に高齢者や障害者に配慮した情報の提供を実施した。	
			全庁 (図書館)	障害者の方や、図書館への来館が困難な方について、必要に応じて「広報あさか」の録音テープや図書館資料の郵送貸し出しを行った。	

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の視点から表現について、問題提起を図ることができた。	5	情報を男女平等の視点で読み解くことに関する、分かりやすい情報提供方法を検討する。
男女平等と情報、表現とのかかわりについての問題提起ができた。	5	男女平等の視点で読み解くことに関する重要性を周知していくとともに、情報提供方法の検討をする。
関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。
広報モニターの意見活用。性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で参加者が学び合える形態を考慮した。	5	あさか情報おとどけ講座自体のPRと併せた出前講座の利用を啓発していく。
あさか学習おとどけ講座を通じて学習機会を提供した。	5	引き続き市民へあさか学習おとどけ講座の存在を周知し、利用促進に努める必要がある。
AIS（朝霞地区インターナショナルソサエティ）に、外国人が求める情報内容や、外国人ハンドブックの作成を協力依頼し、ハンドブックによる情報提供内容の充実を図った。	4	今後も引き続き配慮していく。
冊子や帳票類について、外国語版での提供を行っている。	4	他の事業において必要があれば対応していく。
利用案内として分かりやすいよう、文章表現に配慮した。	5	今後も引き続き配慮していく。
「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」のほか、はあとぴあ・わくわくどーむ等の市内各公共施設にポスターを掲載した。	4	今後も積極的に配慮していく。
啓発リーフレット作成においては、イラストなどを用いて高齢者等に分かりやすいものとした。	5	高齢者や障害者により分かりやすい情報提供方法を検討していく。
ニーズに合った図書館資料の収集と、利用者の身体の状況を考慮する中で、状況に合わせた貸出サービスを行った。	4	今後も引き続きニーズに合わせたサービスを検討していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	① 男女平等の教育の推進	① 男女平等教育の推進	教育指導課	道徳教育主任研修会において、道徳指導の充実について研修した。
			② 学級活動の充実	教育指導課	学級活動において、必要に応じて、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の意識などについての題材を設定し、授業を行った。
			③ 進路指導の充実	教育指導課	進路指導主事会を年3回実施した。授業研究会1回を含む。
		② 重点P 男女平等の教育プログラムの充実	(再掲) 男女平等に関わる出前講座の実施	人権庶務課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー2件 分野 くらし 「女と男が輝いて」(子ども向けあり) 「デートDV—これって愛?—」 朝霞第五小学校教職員(30人)を対象としたおとどけ講座「女と男が輝いて」を平成22年8月30日に実施した。
				生涯学習課	登録メニュー 分野 くらし タイトル：「女と男が輝いて」 子ども向けメニューもあり
			② 男女平等教育の研究と推進	教育指導課	発達段階に応じた男女平等教育の推進が図られた。
		③ 男女平等の教育環境づくり	① 教育相談体制づくり	教育指導課	朝霞市子ども相談室において、児童生徒や保護者等への相談活動を実施した。
			② 学校運営における男女平等推進	教育指導課	男女平等の視点に立った学校運営の促進を図った。
				教育管理課	倫理確立委員会の委員に必ず女性を登用するよう、校長会議等での啓発を行うとともに、男女共同参画による教育を推進・啓発した。
			③ 教職員の研修の実施	教育指導課	校内倫理委員会の組織の充実を図った。
2 家庭での男女平等の学習の促進	2 家庭での男女平等の学習の促進	① 重点P 男女が平等な家庭生活の情報提供	① 家庭向け冊子の作成	人権庶務課	男女が共同する家事、育児などについて掲載した啓発冊子「朝霞市は男女平等を進めています」やリーフレットを事業実施時等の機会をとらえて配布した。
			(再掲) 男女平等推進情報紙「そよがぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。 (9月、3月) 9月 「今日から変わるテレビの見方！」 3月 「誰でも出来る！！地域レビュー！！」
		② 重点P 家庭教育についての学習機会の提供	① 講演会等の開催	生涯学習課	家庭教育学級合同講演会 講師 辻井 いつ子 氏 「才能のない子はない!!~引き出されることを待っている可能性の見つけ方、伸ばし方~」 1月 12日(水)午前10時~正午 会場：ゆめはれす(朝霞市民会館)大ホール 参加者数：733人(男性は1割弱)
			② 家庭教育学級の促進	生涯学習課	家庭教育学級開設費補助金：15団体 家庭教育学級事業補助金：12団体
		③ 重点P 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援	① 子育て講座の充実	公民館	子育て講座を実施した。 西朝霞公民館(育児講座・2講座) 北朝霞公民館(子育て講座・4講座)
			② 親子で参加する講座等の開催	公民館	各公民館の主催事業で親子で参加できる講座を開催した。 中央公民館……こども天体教室 東朝霞公民館…こどもふれあい広場 西朝霞公民館…レッツ・チャレンジ 南朝霞公民館…南っ子クラブ 北朝霞公民館…わんぱくキッズランド こども公民館 内間木公民館…子どもランド
			③ 母親学級、育児学級の充実	健康づくり課	母親学級のカリキュラムの中に、男性(ブレババ)が参加できる回を設けて実施している。 実施回数 年11コース(12コースの予定であったが、震災の影響で1コースを中止した) 男性(ブレババ)の参加人数 236人

施策目標2

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の視点をできるかぎり盛り込んだ。	4	今後とも男女平等の視点をできるかぎり盛り込んでいく。
この課題の重要性を教員に周知した。	5	今後ともこの課題の重要性を周知していく。
小、中学校におけるキャリア教育の指導の中で、男女平等の視点をできるかぎり盛り込んだ。	4	今後も継続して、指導の充実に努める。
単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で参加者が学び合える形態を考慮した。	5	あさか情報おとどけ講座自体のPRと併せた出前講座の利用を啓発していく。
あさか学習おとどけ講座を通じて学習機会を提供した。	5	引き続き市民へあさか学習おとどけ講座の存在を周知し、利用促進に努める必要がある。
特別活動主任研修会及び道徳主任研修会と連携した。	4	今後とも各学校の実状にあった指導内容を精選していく。
性差のない相談活動を行った。	5	今後も関係諸機関と一層の連携を図る。
おおむね良好だが、行事や学校運営全般にわたり、性別による差が生じないようにした。	5	今後とも性別による差が生じないよう配慮していく。
女性・男性双方による倫理確立委員会運営など、男女共同参画の推進を啓発した。	4	女性・男性の双方で委員会を組織するため、職名にとらわれない弾力的な委員構成を引き続き呼びかけていく必要がある。
構内倫理委員会の組織の充実を図った。	4	今後とも教職員の男女平等への意識高揚を図っていく。
イラストなどを用いた分かりやすい情報提供機会をとらえて実施した。	5	家庭生活と職業生活等の両立支援の観点からの啓発冊子の発行に努めていく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員と共に発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
子育てや家庭教育へ男女がともに参画することの大切さを講演会を通じて啓発した。	5	引き続き、広報の方法等について検討する必要がある。
家庭教育学級開設の促進と学習支援に努めた。	5	引き続き、学習の機会をより多くの市民に周知し活動を支援していく。
人間形成に大切な乳・幼児期について知識の取得や参加者同士の交流を図れる講座となるよう実施した。	4	家事・子育てに関する講座を継続するとともに、男性・女性ともに参加できる講座の開催を考慮する。
親子で参加できる講座を企画・実施した。	4	継続して実施する。
母親学級において、父親が参加し育児・家事参加についての意識づけができるようなカリキュラムを組み、実施している。	5	今後も男性の家事、育児参加についてもさらに取り組めるように随時カリキュラムを検討していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	① 地域活動に男女平等の視点を提案	① 各種団体等に向けての情報提供の推進	生涯学習課 公民館	「広報あさか」の「ようこそ！あさかの生涯学習へ」の内容に、性別による役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう内容のチェックをし充実に努めた。  市民からの問い合わせに応じ、公民館サークルを紹介した。また、各種団体や関係各課からの講座・催事案内やポスター・チラシの掲示・配布や情報資料の提供を行った。（市内6公民館）
		② 地域活動への男女共同参画の推進	② 男女平等に関する学習情報の提供	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let'sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行った。 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の特集「誰でも出来る！！地域レビュー！！」で地域活動を取り上げた。
		③ 重点P 男女平等に関する生涯学習の推進	③ 男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。 生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部 年1回発行
		④ 男女が学習しやすい環境づくり	④ 地域での学習活動支援	公民館 人権庶務課	広報あさかや生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を設置した。（市内6公民館）  「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。 県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。
		⑤ 「あさか女と男セミナー」の開催	⑤ 男女が学習しやすい環境づくり	公民館	市民企画講座補助金 18団体 (男女平等に関する団体数〇)
				人権庶務課	公民館サークル活動として登録した女性学級活動団体への活動場所(部屋)の貸し出しや、ポスター・チラシの設置等による学習活動支援を行った。（市内6公民館）
					主催事業への子育て世代の参加を促進するため、一時保育を実施した。また、一部講座で夜間及び、土・日曜日開催を実施した。 一時保育：中央公民館を除く5公民館で実施 夜間講座：中央公民館(こども天体教室) 土曜講座：中央公民館(悠ゆう大学「ライフデザイン」/パソコン相談・東朝霞公民館(生活教養講座／子どもふれあい広場)・西朝霞公民館(成人教養講座/伝統文化講座/レッツ・チャレンジ)・南朝霞公民館(南っ子クラブ)・北朝霞公民館(子育て講座／わんぱくキッズランド)・内間木公民館(快適せいかつ講座/コミュニケーション講座／子どもランド)
					公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、7月に実施した。（連続講座5回開催）（延べ85人参加） テーマ 「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目 講演「今日から変わるテレビの見方 －すべて鵜呑みにしていませんか？－」 東海大学文学部広報メディア学科 専任准教授 谷岡理香氏 2回目 講演「チャレンジ!!人生はいつからでも キャリアUP—専業主婦から大学教授へー」 東京女子大学現代教養学部教授 国広陽子氏 3回目 講演「えっ!?こんなこともDVなの?? 一身近に潜む暴力ー」 湘南DVサポートセンター理事長 瀧田信之氏 4回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう①」 5回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう②」 アサーティブジャパン 牛島のり子氏

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
団体・サークル等への積極的な情報提供した。	5	引き続き学習の必要性を周知し、情報提供や各種事業への参加・協力を促す。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者にわかりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。「そよかぜ」で地域活動をテーマに取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
最新情報の収集と提供を行った。	5	引き続き情報提供を通して啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者にわかりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	4	継続して実施する。
市主催事業については、適宜「広報あさか」等に掲載し周知を図った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に隨時チラシ等を配布した。	5	ホームページ「ふれあいネットアサカ」を活用した多様な学習情報の提供に努める。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	5	引き続き講座の成果を朝霞市の生涯学習の推進につなげていく。
女性学級活動団体へ公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や機材の貸し出しを行った。また、依頼を受けてポスターやチラシを設置した。	4	継続して実施する。
土曜日及び夜間に主催事業を実施し、就労者の参加を促進すると共に、一時保育講座を実施し、子育て世代の参加を充実させた。	5	継続して実施する。
市民参画により、市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進		<p>① 市民企画講座奨励・支援</p> <p>② <b>(再掲)</b>男女平等に関する学習相談・支援の充実</p> <p>③ 女性リーダー育成講座に関する情報提供や活動の場の提供</p> <p>④ 女性のリーダーシップ能力の向上促進</p>	<p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p> <p>公民館</p> <p>人権庶務課</p>	<p>市民企画講座補助金を 18団体に交付 (男女平等に関する団体数 〇)</p> <p>市民企画講座補助金 18団体 (男女平等に関する団体数 〇)</p> <p>関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示、施設利用依頼による活動場所(部屋)の提供を行った。(市内6公民館)</p> <p>公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、7月に実施した。(連続講座5回開催) (延べ85人参加) テーマ 「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目 講演「今日から変わるテレビの見方 —すべて鵜呑みにしていませんか?—」 東海大学文学部広報メディア学科 専任准教授 谷岡理香氏 2回目 講演「チャレンジ!!人生はいつからでもキャリアUP—専業主婦から大学教授へ—」 東京女子大学現代教養学部教授 国広陽子氏 3回目 講演「えっ!?こんなこともDVなの?? 一身近に潜む暴力ー」 湘南DVサポートセンター理事長 瀧田信之氏 4回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう①」 5回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう②」 アサーティブジャパン 牛島のり子氏</p>
4 学習活動を支援する人材の育成と活用	① 広い視野をもつた人材の育成		<p>① 日本女性会議市民派遣事業の実施</p> <p>② 全国・全県レベルの経験交流・研修機会の情報提供</p>	人権庶務課	日本女性会議に市民を派遣(10月1日(金)～2日(土)) 於: 京都府京都市 市民4人公募派遣 職員1人随行
	② 男女平等を推進するための学習支援		<p>① <b>(再掲)</b>「あさか女と男セミナー」の開催</p>	人権庶務課	<p>公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、7月に実施した。(連続講座5回開催) (延べ85人参加) テーマ 「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目 講演「今日から変わるテレビの見方 —すべて鵜呑みにしていませんか?—」 東海大学文学部広報メディア学科 専任准教授 谷岡理香氏 2回目 講演「チャレンジ!!人生はいつからでもキャリアUP—専業主婦から大学教授へ—」 東京女子大学現代教養学部教授 国広陽子氏 3回目 講演「えっ!?こんなこともDVなの?? 一身近に潜む暴力ー」 湘南DVサポートセンター理事長 瀧田信之氏 4回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう①」 5回目 アサーティブを使ったワーク 「私のキモチ 率直に伝えよう②」 アサーティブジャパン 牛島のり子氏</p>

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	5	引き続き個々の団体の学習の成果を市の生涯学習の推進に結び付けていく。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	5	引き続き講座の成果を朝霞市の生涯学習の推進につなげていく。
関係団体へは公民館活動サークルとして登録をした上で、活動場所(部屋)や機材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。
市民参画により、市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。
「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」での情報周知のほか、参加者報告書を作成し、公共施設に設置するなどし周知を図った。	5	日本女性会議の果たしてきた役割などについても広報し、地域づくりともつなげができるとよい。
内閣府男女共同参画局や埼玉県男女平等参画推進センターのホームページにリンクを張っている。	5	多様な周知方法の検討をしていく。
市民参画により、市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用			生涯学習課	人権問題講演会 10月13日「心のバリアをはずして～NHK手話ニュースの現場から～」 中野 佐世子氏 市民人権教育研修会(3回) 177人参加 ①6月17日「静かな歎哭～五陰盛苦～」「児童虐待について」表現俱楽部「言の葉」の皆さん ②6月23日「報道と人権～犯罪被害者と取材報道～」 河原 理子氏 ③6月29日「同和問題の解決をめざして」 柏浦 勝義氏 企業人権教育研修会(2回) 79人参加 ①11月18日「職場のメンタルヘルスと人権」 海野 敬子氏 ②11月24日「企業の公正採用選考と人権」 石田 貞氏 人権教育講座(5公民館) (5回) 171人参加 *保育実施
		② 男女平等に関する学習機会の提供		公民館	「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館：人権教育講座(気付いていますか？そのサイン(虐待・いじめ)) 東朝霞公民館：人権教育講座(家庭、地域から人権教育を考えるⅡ) 西朝霞公民館：人権教育講座(高齢者とともに生きる社会) 南朝霞公民館：人権教育講座(裁判員制度・その他司法制度の現状について) 北朝霞公民館：人権教育講座(名作に学ぶこころと人生の豊かさ)
		② 男女平等を推進するための学習支援		生涯学習課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。 生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部 年1回発行
		③ (再掲) 男女平等に関する学習情報の提供		公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を設置した。(市内6公民館)
				人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。 また、県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。
		① 男女平等を推進する市民・団体等への顕彰		人権庶務課	朝霞市男女平等推進条例及び男女平等推進顕彰実施要綱に基づき、公募したが応募はなかった。
		③ 地域人材の活用促進	② 地域人材の発掘・活用	人権庶務課	市民と協働あさか女と男セミナー開催、男女平等推進情報紙「そよかぜ」の企画・運営を行った。 「広報あさか」コラム掲載等人材を生かすことができた。 市民公募員 あさか女と男セミナー企画・運営委員 5人 男女平等推進情報紙そよかぜ企画・編集委員 4人 男女平等推進事業企画・運営協力員 4人
				生涯学習課	新規登録者の発掘と利用促進、制度の周知を図った。登録者数 77人・団体数 9団体 (H23.3.31現在) 生涯学習ボランティアバンク登録者が講師となり、さまざまな知識や経験、すぐれた技術や技能を「体験教室」として開催した。29講座 参加者数896人
				公民館	生涯学習ボランティアバンクに登録されている人材活用と情報の提供を行った。(市内6公民館)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	5	引き続き学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
講座企画にあたり、その時々で必要とされる内容を検討して企画をたてた。	4	継続して実施する。
最新情報の収集と提供を行った。	5	引き続き情報提供を通して啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者にわかりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	4	継続して実施する。
市主催事業については、適宜「広報あさか」等に掲載し周知を図った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に隨時チラシ等を配布した。	5	ホームページ「ふれあいネットアサカ」を活用した多様な学習情報の提供に努める。
顕彰の公募を行うことにより、市民に広くPRし男女平等の推進に関する取り組みを普及させた。	5	引き続き男女平等推進顕彰実施を通じた男女平等の周知を図る。
日本女性会議参加者の活用を図った。	5	男性委員の活用も検討する。
制度の周知と利用促進を図った。	5	引き続き生涯学習ボランティアバンクの存在を市民に広く周知し、活用、登録が活発になるように努める。
市民からの講師依頼に関する問い合わせには、生涯学習ボランティアバンク登録者を照会し、自らの技能を活用したい希望者には同バンクへの登録を説明し、生涯学習課へ連絡するよう助言した。	4	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
③ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	① 性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及	① リーフレットの設置を拡大	健康づくり課 人権庶務課	母性健康管理指導事項連絡カードの周知 マタニティキーホルダーの周知 不妊治療費助成事業のリーフレット設置(事業は埼玉県が実施)  市内公共施設に関連リーフレットを配布し掲示した。 セミナー等の事業の際にも啓発として配布した。
	② 思春期の保健対策の推進	① 薬物乱用対策の推進		健康づくり課 教育指導課	薬物乱用防止のポスターの掲示  各小・中学校において「薬物乱用防止教室」を行った。 小学校体育授業（6年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。
		② HIV/AIDS、性感染症対策		健康づくり課 教育指導課	エイズ予防財団等からのポスター掲示およびリーフレットの設置  各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育が実施された。 小学校体育授業（6年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。
		③ 喫煙と飲酒に関する情報の提供		健康づくり課 教育指導課	喫煙・飲酒による胎児や生殖機能に及ぼす影響に関するポスター掲示 一般市民に対する「あさか健康プラン21」を通した普及啓発有 ＊3月15日号広報「へるすアップ」に掲載 母親学級における妊婦に対する教育(年12回)  各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育が実施された。 小学校体育授業（6年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。
		④ 性教育の実施		教育指導課	各学校において養護教諭を中心として適切に指導がなされた。
		⑤ デートDVに関する情報の提供		人権庶務課	「広報あさか」掲載「朝霞市は男女平等を推進しています」で、デートDVについてのコラムを連載した。 「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「デートDVについて」を登録している。 市内県立高校（2校）へデートDVに関するリーフレットを配布し、啓発した。
	③ 男女の健康管理の支援	① 市民の健康づくり支援（あさか健康プラン21）		健康づくり課	あさか健康プラン21推進の主な事業 ①あさか健康プラン21推進委員会の開催 年3回 ②健康づくりの達人、団体の登録 ③講演会の開催 年1回 ④へるすアップ（健康情報）の広報への掲載 年4回 ⑤健康づくり関連ガイドブックの作成 6月発行
		② 女性のヘルスチェックの周知徹底		健康づくり課	乳がん検診 個別：3,567人、集団：1,515人実施(すべて女性) 子宮がん検診 3,866人実施(すべて女性) 骨粗しょう症予防検診 1,093人実施 (うち女性1,055人)
	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	① 異性間暴力に関する情報の収集及び提供の推進	人権庶務課	DVやセクハラなどの防止に関する法制度等について広く情報提供するため、「広報あさか」の「朝霞市は男女平等を推進しています」のコラムにDVの情報を連載した。 デートDVに関するリーフレットを公共施設に設置したほか、セミナー等の事業の際に配布し啓発した。 「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「デートDVについて」を登録している。

## 施策目標3

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
マタニティキーホルダーの配布及び周知を図ることや、関連事業の周知を図った。	4	リーフレット設置場所や情報提供手段の拡大について検討する。
中学生にも分かりやすい内容のリーフレットを配布し、多様な年代に配慮した情報提供を行った。	5	「性と生殖に関する健康と権利」に関する多角的な情報を分かりやすく提供していく。
薬物乱用防止を図るために、ポスターなどの掲示により啓発を行った。	4	保健所、教育委員会等との連携を図りながら、普及啓発を行っていく。
関係機関との連携強化と保護者への啓発に努めた。	5	関係機関とのさらなる連携と保護者への啓発を進める。
リーフレットやポスターによる普及啓発を行った。	4	今後も引き続き配慮していく。
エイズをはじめとする感染症の知識を身につけさせた。	5	今後とも各学校における性教育の充実を図る。
ポスター掲示や妊婦に対する健康教育において喫煙・飲酒の影響について情報提供及び教育を行った。	4	今後も普及啓発、妊娠婦に対する教育の充実を図る。
各学校において、喫煙・飲酒防止に関する授業を行った。	5	養護教員や保健体育科の指導の充実を図る。
県や文部省で行われる性教育に関する研修会に積極的に教員を派遣した。	5	養護教員や保健体育科の教師と担任教師との連携を推進する。
機会をとらえて、リーフレットを配布したり、おとどけ講座をPRした。	5	おとどけ講座の実施回数を増やしていく。
あさか健康プラン21推進事業として市民に対してさまざまな健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点も意識しながら提案内容を検討している。	5	引き続き配慮していく。
女性特有の病気の早期発見、予防を目的に検診を実施している。併せて、骨粗しょう症予防のために受診者に対して健康教室を実施している。	5	今後も女性の健康支援のために、継続して実施していく。
異性間暴力や関連法律等について、啓発冊子等により分かりやすい情報提供を行った。	5	暴力被害の相談窓口等の情報をより目に触れやすい形で提供するため、リーフレットを作成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
③ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	② 暴力を否定する社会的認識の徹底			生涯学習課 公民館	講演会等の学習情報を提供した。 人権問題講演会 家庭教育学級合同講演会 等
	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	② 异性間暴力に関する学習情報、学習機会の提供 ③ 异性間暴力防止に関する教育の実施 ④ セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進		人権庶務課 教育指導課 職員課	人権の視点から異性間暴力に関する学習情報や学習機会の提供を行った。(市内6公民館) 関係各課からの冊子等を設置した。また、中央公民館ではいじめ・虐待とともにDVについてを、東朝霞公民館では子ども・親・家庭・地域を中心とした身近にある人権問題を学んだ。
	② 人権についての教育の推進	① 女性に対する暴力をなくす運動の周知 ② 男女平等の視点からの人権教育の推進 ③ 人権問題講演会等の開催		人権庶務課 人権庶務課 教育指導課 生涯学習課 生涯学習課 公民館	「広報あさか」の「朝霞市は男女平等を推進します」のコラムにDVの情報を連載した。 データDVに関するリーフレットを公共施設に設置したほか、セミナー等の事業の際に配布し、啓発した。 市内県立高校(2校)へデータDVに関するリーフレットを配布し、啓発した。 「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「データDVについて」を登録している。 朝霞市人権教育主任研修会の実施 県主催の人権研修会に参加 校内倫理委員会などの男女平等に係る研修会開催 人権教育実践報告会への参加  セクシュアル・ハラスメントを防止するため啓発を進め、研修等の機会を設けるとともに、相談窓口(職員課等)の周知を図った。相談の充実のため、職員相談員研修に1人派遣した。  第8回北足立都市町人権フェスティバル (北足立郡15市町と人権問題に取り組む市民団体及び関係機関等と協働したイベント、講演会等の開催) 平成22年10月21日(木)新座市民会館 人権・同和問題講演会の開催 (北足立郡市町同和対策推進協議会、草加市共催) 平成22年11月1日(月)草加市文化会館 朝霞市市民人権教育研修会や朝霞市企業人権教育研修会での啓発パンフレットの配布 朝霞市「人権と平和のパネル展」の開催 平成22年10月28日(木)~31日(日) 朝霞市コミュニティセンター  第8回北足立都市町人権フェスティバル (北足立郡15市町と人権問題に取り組む市民団体及び関係機関等と協働したイベント、講演会等の開催) 平成22年10月21日(木)新座市民会館 人権・同和問題講演会の開催 (北足立郡市町同和対策推進協議会、草加市共催) 平成22年11月1日(月)草加市文化会館 朝霞市市民人権教育研修会や朝霞市企業人権教育研修会での啓発パンフレットの配布 朝霞市「人権と平和のパネル展」の開催 平成22年10月28日(木)~31日(日) 朝霞市コミュニティセンター  各小・中学校において人権教育の授業を実施した。  人権問題講演会 10月13日「心のバリアをはずして～NHK手話ニュースの現場から～」 中野 佐世子氏 市民人権教育研修会(3回)177人参加 ①6月17日「静かな歎哭～五陰盛苦～」「児童虐待について」表現俱楽部「言の葉」の皆さん ②6月23日「報道と人権～犯罪被害者と取材報道～」河原 理子氏 ③6月29日「同和問題の解決をめざして」柏浦 勝義氏 企業人権教育研修会(2回)79人参加 ①11月18日「職場のメンタルヘルスと人権」海野 敏子氏 ②11月24日「企業の公正採用選考と人権」石田 貞氏 人権教育講座(5公民館)(5回) 171人参加 *保育実施  「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。 本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館：人権教育講座(気付いていますか?そのサイン(虐待・いじめ)) 東朝霞公民館：人権教育講座(家庭、地域から人権教育を考えるⅡ) 西朝霞公民館：人権教育講座(高齢者とともに生きる社会) 南朝霞公民館：人権教育講座(裁判員制度・その他司法制度の現状について) 北朝霞公民館：人権教育講座(名作に学ぶこころと人生の豊かさ)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
情報誌等で学習情報を提供した。	5	引き続き異性間暴力の減少につながるような学習情報の収集及び提供に努める。
異性間暴力に関する各種団体からの冊子やポスター等の掲示を積極的に行い、また、人権の視点からみた異性間暴力に関する講座を検討し実施した。	4	継続して実施する。
機会をとらえて、リーフレットを配布したり、おとどけ講座をPRした。	5	おとどけ講座の実施回数を増やしていく。
多様な人権課題があるので、それぞれの研修の中で男女平等について取り入れた。	5	今後とも研修会の内容の充実を図る。
職員に相談窓口の利用を周知徹底した。	4	今後も周知徹底に努める。
「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」に情報を掲載することで、より多くの市民に情報を提供した。	5	より効果的な広報方法を検討していく。
フェスティバルや研修会等の開催については、「広報あさか」などを活用して男女を問わず広く参加を呼びかけた。また、パネル展や各種事業を開催する際は、男女平等推進に関するリーフレットをはじめ、各種人権問題についての啓発物を参加者に配布し、参加者の意識啓発に積極的に努めた。	5	今後も引き続き配慮していく。
各小・中学校においてさまざまな人権課題についての授業を実施しているので、男女平等教育の授業の回数を増やした。	5	各校、各学年における実施内容を進化させる方法を考える。
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	5	引き続き学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
講座企画にあたり、その時々で必要とされる内容を検討して企画をたてた。	5	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
③ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	③ 異性間ににおけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	① 重点P 相談体制の充実	① 異性間暴力の相談窓口・機関等の周知  ② 「女性総合相談」機能の充実	人権庶務課  人権庶務課	「広報あさか」に特集情報を掲載したほか、ホームページ「ふれあいネットアサカ」や男女平等推進情報紙そよかぜ、男女平等推進啓発冊子等への情報掲載を行った。 男女共同参画週間やセミナー等の事業時においても情報提供等を行った。 手に取りやすいように相談窓口を記述したカードを作成し庁舎内に設置した。  女性総合相談員研修・交流会開催を開催した。 (3月10日) 女性総合相談庁内連絡会を開催した。 (9月15日)
		② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	① 地域防犯体制の充実  ② 暴力に対する対応策の習得	危機管理課  危機管理課	青色回転灯を装着したパトロールカーの運行 (警備員：毎週3～5日1台運行 市職員：毎週1～2日2台運行) 防犯キャンペーンの実施（実施回数：6回） 犯罪情報の提供 (庁内メールを隨時配信 ホームページに随时掲載) 防犯灯設置工事に対する補助金の交付 (執行額：1, 067, 000円) 防犯灯維持管理費に対する補助金の交付 (執行額：8, 716, 100円) 防犯活動に対する補助金の交付 (執行額：454, 000円)
			③ 連携・支援体制の充実	危機管理課  人権庶務課	防犯講演会の開催 (平成23年2月9日(水) 朝霞市役所大会議室) 広報あさか15日号の彩夏ウボーイの防犯推進室に防犯対策記事を掲載（掲載回数：8回）  防犯キャンペーンの実施（実施回数：6回） 犯罪情報の提供 (庁内メールを隨時配信 ホームページに随时掲載)
			④ (再掲) セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	職員課	人権施策庁内連絡会の開催（年1回） 庁内人権問題研修推進員研修の開催（年2回） さいたま人権擁護委員協議会及びさいたま人権擁護委員協議会西部会との連携 人権相談（月1回）の実施や街頭啓発活動など人権擁護委員との連携 さいたま人権啓発活動ネットワーク協議会会議（年3回） 埼玉県主催の連絡会議（年1回） 人権問題の解決に取り組む市民団体との連携 北足立都市町村同和対策推進協議会主管担当者会議等への出席（年12回）  セクシュアル・ハラスメントを防止するため啓発を進め、研修等の機会を設けるとともに、相談窓口(職員課等)の周知を図った。 相談の充実のため、職員相談員研修に1人派遣した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
多数の人に暴力をめぐる状況がどのようにになっているか知らせるとともに、身近な相談機関についての情報を「広報あさか」(2月号)に特集記事を掲載し啓発を図った。	5	多様な周知方法を検討していく。
相談員の研修・交流会を行うことで相談員相互の情報交換、意見交換に努め、女性総合相談の質的向上を図った。また、女性総合相談庁内連絡会により、庁内関係課のサービスや実態についての認識が深まり、相談員の資質向上につながった。	5	継続的に専門的人材を確保していくとともに、相談員の研修会等の充実を図っていく。
防犯事業について、男女意識の固定的な観念にとらわれることなく、防犯意識の高揚を図ることができた。	5	今後も引き続き配慮していく。
防犯知識について、男女意識の固定的な観念にとらわれることなく、普及啓発を図ることができた。	5	今後も引き続き配慮していく。
防犯対策について、男女意識の固定的な観念にとらわれることなく、普及啓発を図ることができた。	4	今後も引き続き配慮していく。
人権施策庁内連絡会や庁内人権問題研修推進研修を通して、庁内の人権施策についての共通認識を深めながらさまざまな人権問題について理解を深めるとともに、国や県、民間団体などでの取組みなども必要に応じて情報提供し、関係各課の相談機能の向上に努めた。また、人権相談をはじめ街頭啓発活動や人権の花運動など人権擁護委員活動の支援を行なながら、さいたま人権擁護委員協議会などの関係機関との連携強化に努めた。	5	今後も引き続き配慮していく。
職員に相談窓口の利用を周知徹底した。	4	今後も周知徹底に努める。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
③ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	④ 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	① 重点P ① 庁内の保護・支援体制の確立	① 「女性総合相談 府内連絡会」 の充実	人権庶務課	女性総合相談府内連絡会を開催（9月15日）し、府内体制の強化を図った。女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や、婦人相談センター職員からDVについて話を聞き、質疑応答を行なった。
			② 緊急保護体制の充実	福祉課 長寿はつらつ課 子育て支援課	生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用および保護受給者についての相談、助言、指導等を実施。 関係機関との連携を図り、要保護者に対する早期対応に努めた。 (虐待高齢者を対象としている。)
		② 重点P ② 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援	③ 被害者等への相談・助言、保護支援の充実	人権庶務課 福祉課 子育て支援課 長寿はつらつ課	人権庶務課婦人相談担当、福祉課生活保護担当と連携を図り、DV被害者の保護を図った。 女性総合相談府内連絡会を開催（9月15日）し、府内体制の強化を図った。女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や、婦人相談センター職員からDVについて話を聞き、質疑応答を行なった。 生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用および保護受給者についての相談、助言、指導等を実施 人権庶務課婦人相談担当、福祉課生活保護担当と連携を図り、DV被害者の保護を図った。 保護支援を行うため「高齢者虐待への対応及び事例検討会」について研修を実施 年4回開催、講師は弁護士及び日本高齢者虐待防止学会評議員 参加者は市職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者
			④ 被害者等への健康支援	健康づくり課	被害者に配慮した健康相談の実施
			⑤ 住民基本台帳事務における支援措置	総合窓口課	住民基本台帳事務処理要領に従い、的確に住民票閲覧及び交付、戸籍の附票の交付について支援措置を行った。 (平成22年度実績55件)
			① 婦人保護施設や児童相談所等との連携強化 ② 福祉関連施設との連携強化 ③ 高齢者施設との連携強化 ④ 保健所や医療機関との連携強化 ⑤ 関係機関との連携強化 ⑥ DV防止、DV被害者保護のための基本計画策定	子育て支援課 福祉課 長寿はつらつ課 健康づくり課 人権庶務課 人権庶務課	子育て支援課対応分としては、施設入所ケースはなし。 子育て支援課と連携・情報交換等を行い、入所後は必要に応じて生活保護の適用により自立に向かう支援を実施。 特別養護老人ホーム3施設、地域包括支援センター5施設との連携を図り、高齢者虐待の早期発見の体制づくりを推進した。 把握した被害者に対する支援 6事例 うち、関係機関との連携による支援事例 4事例 女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や質疑応答を行なった。県主催の会議等へ出席することにより、婦人相談センター職員から話を聞くことができた。婦人相談センターが各市町村DV担当部署の訪問を行った際に、本市の実情を伝え、助言を得た。 平成21年度に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を推進した。DV防止法の改正や国の基本方針、県の基本計画等の改訂の際には、必要に応じて見直し被害者救済制度を整えた。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
DV被害者の相談に全庁的に対処できるよう、女性総合相談庁内連絡会において、女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や、婦人相談センター職員からDVについて話を聞き、質疑応答を行った。	5	現状の把握と併せ、事例研究やDV被害者の周辺者への支援の検討などを行い、さらなる連携の強化を図る。
どの段階においても、男は仕事・女は子育てといった概念にとらわれず、稼働能力等の実態に即した相談等を実施した。	5	今後も同様の配慮を継続
関係機関との連携を図り、要保護者に対する早期発見に努めた。	5	今後も引き続き配慮していく。
女性相談者への配慮のため、女性のケースワーカー(保健師)を配置し、相談を行った。	5	特になし
DV被害者の相談に全庁的に対処できるよう、女性総合相談庁内連絡会において、女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や、婦人相談センター職員からDVについて話を聞き、質疑応答を行った。また、庁内DV対策連携会議を設置したことにより、被害者等への相談・助言・保護支援の充実が図られた。	5	現状の把握と併せ、事例研究やDV被害者の周辺者への支援の検討などを行い、さらなる連携の強化を図る。
関係各所と連携の上、異性間暴力等からの危険回避を優先した相談等を実施した。	5	今後も同様の配慮を継続
女性相談者への配慮のため、女性のケースワーカー(保健師)を配置した。	5	特になし
保護支援に必要な知識を習得した。	5	今後も引き続き配慮していく。
被害者の状況に応じて、地区担当の保健師が継続的に対応している。関係機関との連携を図り、支援を行った。	5	引き続き、支援を行っていく。
実施事業内容に同じ。	5	住民基本台帳事務処理要領の改正等がなされた場合、適切に制度を変更する。
女性相談者への配慮のため、女性のケースワーカー(保健師)を配置している。	5	特になし
子育て支援課と連携・情報交換等を行った上で、生活保護の適用により自立に向けた支援を行った。	5	今後も同様の配慮を継続
施設との連携強化により高齢者虐待の早期発見に努めた。	5	今後も引き続き配慮していく。
相談者に対して、状況に応じた支援を行い、必要と判断した時は関係機関との連携を図り支援を行った。	5	事例の状況に応じた支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を図り支援していく。
婦人相談センターや民間被害者支援団体との連携を強化し、府内関係課による被害者対応力を強化することができた。	5	保健所や民間も含めた、その他の関係機関との連携方法の検討をしていく。
被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む）に限定せず、配偶者に該当しない交際相手からの暴力についても対応をするようにした。さらに、被害者救済体制を整えるため関係各所と連携強化を図る「府内DV対策連携会議」を設置した。	5	DV防止法の改定や国の基本方針、県の基本方針、県の基本計画等の改訂の際には、必要に応じて見直していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の登用	① 女性委員の登用についての情報提供 ② 女性委員の登用促進要綱の作成・実施管理 ③ 審議会等への女性登用率の目標(40%)達成	人権庶務課 政策企画室 全庁	審議会等における女性委員の登用状況について、年次報告書にこれまでの年次推移を掲載し全庁に向け情報提供を行った。 審議会等の委員構成等の調査を実施し、委員数などの男女別データを把握した。 別表1「女性委員の登用率の現状値」参照(P68、69)
	② 市職員管理職への女性の登用	① 職員研修の充実 ② 女性職員の登用・職域拡充 ③ 職場における指導的地位の女性登用立を高める		職員課	階層別研修…8種類、156人 特別研修…国内派遣研修(2グループ8人)、自主研修(3グループ、41人) 階層別研修の派遣研修…3種類、36人 講師養成研修の派遣研修…7種類、7人 選択研修(自治人材開発センター)…17種類、25人 民間派遣研修…1種類、1人 自治大学校…3人 市町村職員中央研修所等…3講座、3人 教育機関への派遣研修…(社)日本経営協会(NOMA)等 32講座、32人 他
	③ 市政への男女共同参画の促進	① 男女共同参画に配慮した行政情報の提供 ② 男女が市政に参画しやすい環境づくり ③ 公聴会や手段の提供	全庁(職員課) 全庁(公民館) 全庁(スポーツ課) 全庁(子育て支援課) 全庁(公民館) 市政情報課		昇任試験における女性職員の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。 平成22年度係長試験 対象者 191人(内 女性117人) 受験者 38人(内 女性 8人) 合格者 16人(内 女性 3人)
					指導的地位への性別にとらわれない登用を行えるよう、昇任試験の女性の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。市職員における指導的地位の女性比率は、H19年4月に比べると、H22年4月は15.1%と高くなっているが、目標値には達していない。
					男女の区別をせずに情報提供を行った。
					市民からの窓口や電話での相談・問い合わせについて、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示、設置し、情報提供を行った。
					体育指導委員会議 午後7時～ 年4回開催 体育祭各種会議 午後7時～ 年7回開催 市民スポーツ教室 午後7時～ 全6回開催 指導者育成講習会 午後7時～ 年1回開催 スポーツ振興計画策定検討委員会 午後6時～ 年4回開催
					個別説明会への参加希望が多いことから、個別入会説明会を随時開催(117回)した。土日の入会説明会は4回のみの実施となった。
					関係各課からの施設利用依頼による開催場所(部屋)や機材の貸し出しを実施した。(市内6公民館)
					平成22年度 市への意見・要望 209通

施策目標4

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
過去にさかのぼっての年次推移をグラフで示し、状況の変化が分かるように情報提供することができた。	5	男女平等推進行動計画実施計画に数値目標を掲載している審議会等の年次ごとの推移と、数値目標を設けなかった審議会等の年次ごとの推移の集計、及び全審議会等の集計による推移比較が必要となる。
各審議会の性質等を考慮する必要がある。	5	今後も引き続き配慮していく。
各種審議会の委員交代時をとらえ、女性登用率を目標値に近づけるよう配慮した。	5	女性登用率0%の審議会等については、委員選定の条件等に配慮し、女性登用に努める。
男女の区別なく、希望する職員が研修に参加できるよう配慮した。	5	今後も研修の機会を積極的に設け、女性職員の参加を促進する。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験については周知・啓発を図っているが、本人の受験意思にもよるところが大きい。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組む。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験については周知・啓発を図っているが、本人の受験意思にもよるところが大きい。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組む。
男女の区別をせずに情報提供を行った。	5	今後も積極的に取り組む。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
男女がともに参加しやすい夜間等に事業を開催している。	5	今後も引き続き配慮していく。
個別説明会への参加希望者が多いことから、個別入会説明会を中心開催した。	5	入会説明会は、入会希望者の要望を踏まえ、個別に実施する。
関係各課からの施設利用依頼により、優先して開催場所（部屋）や機材の貸し出しを実施した。	4	継続して実施する。
市民が気軽に意見を寄せられるよう、各公共施設に「市への意見・要望」専用フォームを設置。また、専用フォーム以外の意見・（封書、はがき、メール等）も同様の処理行っている。	5	今後も引き続き配慮していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	① 性別によるない代表選び機運の醸成 ② 各種団体等に向けての啓発活動	① 団体代表選定への男女平等推進	人権庶務課	自治会連合会総会時や民生委員児童委員総会時に関連リーフレットを配布し呼びかけを実施したほか、公共施設にリーフレットを設置し情報を提供した。	
				生涯学習課	性別によらず実際に活動を担っている人が団体・サークルの代表になるという機運の醸成に努めた。	
			② 各種団体等に向けての啓発活動	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。（市内6公民館）	
		② 重点P 男女がともに参加しやすい活動への配慮	① 講座等開催時の保育等への配慮	人権庶務課	あさか女と男セミナーの開催時に保育室を設けていることを積極的にPRし、5回のセミナー期間に延べ21人の利用があった。	
			② 男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	生涯学習課	人権問題講演会、家庭教育学級合同講演会等の開催にあたっては、保育室の設置に努めた。保育ボランティアの登録・利用促進に努めた。	
			③ (再掲) 各種団体等に向けての啓発活動	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。（市内6公民館）	
	3 事業所の実態把握と協力依頼	① 市内事業所の男女平等実態の把握 ② 職場や就業上での男女平等についての情報提供	① 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	人権庶務課	市内事業所（従業員10人以上）を対象にアンケートを実施した。（150事業所）	
			① 事業所向け情報提供	人権庶務課	市内事業所（従業員10人以上）を対象にアンケートを実施した。（150事業所）事業所アンケート送付にあわせ、市や県の男女平等推進情報の提供を行い、事業所の男女平等推進を啓発した。	
			② 事業所向け啓発セミナー開催への支援	産業振興課	国、県等の作成するパンフレットなどの設置配布を通じて男性が積極的に家事、育児へ参加するなどの啓発を推進するとともに、情報の提供を通じてセミナー開催支援を行った。	
		③ 市内事業所へ男女格差改善の協力要請	① 事業所への男女格差改善の情報提供と協力要請	人権庶務課	市内事業所（従業員10人以上）を対象にアンケートを実施した。（150事業所）事業所アンケートにあわせ、市や県の男女平等推進情報を送付し、男女格差改善の協力を要請した。	
		④ 積極的格差是正措置の具体化の推進	① 積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進	① 男女共同参画推進状況調査の実施	人権庶務課	様々な分野の男女共同参画状況について調査し、統計データとして年次報告書に掲載した。
				人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議に公募市民である女性4人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。 日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。	
			② 市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ	人権庶務課	市内事業所（従業員10人以上）を対象にアンケートを実施した。（150事業所）事業所アンケートにあわせ、積極的格差是正措置をとっている事業所情報の紹介や事業所へ男女平等推進顕彰用紙の送付を行った。	

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
過去にさかのぼっての年次推移をグラフで示し、状況の変化が分かるように情報提供することができた。	5	男女平等推進行動計画実施計画に数値目標を掲載している審議会等の年次ごとの推移と、数値目標を設けなかった審議会等の年次ごとの推移の集計、及び全審議会等の集計による推移比較が必要となる。
各審議会の性質等を考慮する必要がある。	5	今後も引き続き配慮していく。
各種審議会の委員交代時をとらえ、女性登用率を目標値に近づけるよう配慮した。	5	女性登用率0%の審議会等については、委員選定の条件等に配慮し、女性登用に努める。
男女の区別なく、希望する職員が研修に参加できるよう配慮した。	5	今後も研修の機会を積極的に設け、女性職員の参加を促進する。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験については周知・啓発を図っているが、本人の受験意思にもよるところが大きい。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組む。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験については周知・啓発を図っているが、本人の受験意思にもよるところが大きい。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組む。
男女の区別をせずに情報提供を行った。	5	今後も積極的に取り組む。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
男女がともに参加しやすい夜間等に事業を開催している。	5	今後も引き続き配慮していく。
個別説明会への参加希望者が多いことから、個別入会説明会を中心開催した。	5	入会説明会は、入会希望者の要望を踏まえ、個別に実施する。
関係各課からの施設利用依頼により、優先して開催場所（部屋）や機材の貸し出しを実施した。	4	継続して実施する。
市民が気軽に意見を寄せられるよう、各公共施設に「市への意見・要望」専用フォームを設置。また、専用フォーム以外の意見・（封書、はがき、メール等）も同様の処理行っている。	5	今後も引き続き配慮していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	① 多様なライフコースの選択支援専用サイトの活用	① 多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	全庁 (市政情報課)	ホームページ「ふれあいネットアサカ」の更新約3,200回
		② 自己実現を支援する学習機会の充実	① 男女の自己実現支援に関する学習機会の調整 ② 自己実現を支援する学習機会の充実	全庁 (公民館) 人権庶務課 生涯学習課	市民からの窓口や電話での相談・問い合わせについて、「広報あさか」や生涯学習ブック「コンパス」等に基づいて情報を提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示・設置し、情報提供を行った。(市内6公民館)  生涯学習課や各公民館、その他関連課及び関係団体との共催事業企画を軸とした調整を行う。
		③ (再掲) 市民企画講座奨励・支援 ④ (再掲) 各種団体等に向けての啓発活動	③ (再掲) 市民企画講座奨励・支援 ④ (再掲) 各種団体等に向けての啓発活動	生涯学習課 生涯学習課 公民館	多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供の一環として、家庭教育学級合同講演会を開催した。 講師：辻井 いつ子氏 「才能のない子はいない!!～引き出されることを待っている可能性の見つけ方、伸ばし方～」 1月12日(水)午前10時～正午 会場：ゆめめばれす 大ホール 参加者数：733人（男性は1割弱）  平成22年度 市民企画講座補助金 18団体 (男女平等に関する団体数 0)
		① (再掲) 男女平等苦情処理委員等の周知 ③ 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見過ごさない意識と体制づくり	① (再掲) 男女平等苦情処理委員等の周知 ② (再掲) 人権問題講演会等の開催	人権庶務課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 公民館	男女平等苦情処理委員については、年3回「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載し周知した。 人権擁護委員については、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知するとともに、研修会やパネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットなどを配布して周知を図った。また、人権擁護委員と協働し街頭啓発活動を実施した。  人権問題講演会 10月13日「心のバリアをはずして～NHK手話ニュースの現場から～」 中野 佐世子氏 市民人権教育研修会(3回) 177人参加 ①6月17日「静かな慟哭～五陰盛苦～」「児童虐待について」表現俱楽部「言の葉」の皆さん ②6月23日「報道と人権～犯罪被害者と取材報道～」 河原 理子氏 ③6月29日「同和問題の解決をめざして」 柏浦 勝義氏 企業人権教育研修会(2回) 79人参加 ①11月18日「職場のメンタルヘルスと人権」 海野 敏子氏 ②11月24日「企業の公正採用選考と人権」 石田 貞氏 人権教育講座(5公民館) (5回) 171人参加 *保育実施  「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館：人権教育講座(気付いていますか？そのサイン(虐待・いじめ)) 東朝霞公民館：人権教育講座(家庭、地域から人権教育を考えるⅡ) 西朝霞公民館：人権教育講座(高齢者とともに生きる社会) 南朝霞公民館：人権教育講座(裁判員制度・その他司法制度の現状について) 北朝霞公民館：人権教育講座(名作に学ぶこころと人生の豊かさ)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成度	今後の課題・見直しの方策
性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	4	広報モニターアンケートや広報モニター会議などの機会を活用し、市民の声を取り入れ、男女平等の視点に立った広報づくり及びホームページづくりを心がけていくようする。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
多様なライフコースの選択に配慮した講座・講演会等のテーマが設定されるように、関係各所と調整を行った。	5	関係課所への継続的な情報の提供と企画調整を行っていく。
多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。	5	引き続き、学習支援制度の周知と利用促進、市民ニーズに合ったテーマの設置等に努める。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座が実施できるよう支援した。	5	引き続き、学習の成果を市の生涯学習の推進につなげる。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知を図るとともに、街頭での啓発活動の実施や研修会、パネル展等での啓発パンフレット等の配布などを行い、広く周知した。 ホームページ「ふれあいネットアサカ」に、「埼玉人権啓発活動ネットワーク協議会」や「人権啓発活動ネットワーク協議会(全国)」のホームページをリンクさせるなど、人権擁護委員の活動や法的救済制度の周知を図った。	5	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員が気軽に活用されるよう、「広報あさか」等の掲載にあたっては、活動内容を具体的に載せるなど分かりやすい広報に努める。
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	5	引き続き、現状の課題に沿った講演会等のテーマを設定する。
講座企画にあたり、その時々で必要とされる内容を検討して企画をたてた。	5	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	① 重点P 家庭と職業の両立支援	① 両立支援情報の提供	人権庶務課	関連パンフレット等の配布 「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」に情報を掲載した。
			② 一般事業主行動計画の実施の促進	産業振興課	企業向け資料などを窓口などに設置し情報を提供した。
			③ 育児休業制度・介護休暇制度の普及・啓発	産業振興課	国や県などの作成したパンフレット・啓発冊子等資料の窓口等への設置や配布を通じ、情報の提供を行った。
			④ 子育て環境の整備	子育て支援課	ファミリーサポートセンター事業の実施 放課後児童クラブ事業の実施 保育事業の実施 保育園建設事業の実施 児童館事業の実施 児童館の整備 各事業について、当初予定した内容で事業を実施することができた。
			① (再掲) 地域活動への男女共同参画の推進	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let'sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公施設に設置し啓発を行った。 また、男女平等推進情報紙「そよかぜ」の特集「誰でも出来る！！地域レビュー！！」で地域活動の情報を提供した。
			② 地域活動情報の収集・提供	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let'sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公施設に設置し啓発を行った。 また、男女平等推進情報紙「そよかぜ」の特集「誰でも出来る！！地域レビュー！！」で地域活動の情報を提供した。
			② 地域活動情報の収集・提供	生涯学習課	生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部発行 年1回 50ページ 「広報あさか」に毎月「ようこそ！朝霞の生涯学習へ」のページ（月2回 各号4ページ以上）に情報を掲載した。
				公民館	公民館活動(サークル活動)希望団体や、既存サークルへの参加希望者からの窓口相談や、電話問い合わせに対応した。また各種団体や関係各課からの催事案内の掲示や、情報資料等の設置・配布を実施した。（市内6公民館）
			① 市民センターの充実	地域づくり支援課	指定管理者との連絡調整会議等において、女性・男性ともに利用しやすい施設運営となるよう注意・配慮した。 「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を利用した広報活動において、男女平等に配慮されているか再度検討を行った。
			② 男女がともに地域活動しやすい環境づくり	公民館	社会教育活動の場としての環境整備のため、各公民館の施設修繕工事や備品の購入を実施した。 主な修繕・工事 修繕：網戸取付け工事・照明交換（中央公民館）／耐震補強内外装改修・外作扉設置（東朝霞公民館）／ガラスシール打換・給水ポンプ取水管漏水修理（西朝霞公民館）／自転車置場屋根修繕・給水ポンプ修繕（南朝霞公民館）／講堂床修繕・ガス管等外壁鉄部分塗装（北朝霞公民館）／冷暖房機部品交換（内間木公民館） 主な備品購入：テレビ（中央・東朝霞・西朝霞・南朝霞・内間木公民館）／カラーマット（西朝霞公民館）／イス（北朝霞公民館）／展示パネル（内間木公民館）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女共同参画の視点から両立支援情報の提供をした。	5	家庭と職業の両立に関しての多面的な情報提供ができるよう、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」への情報提供充実に努める。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	引き続き、事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	引き続き、事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
次世代育成支援行動計画推進委員会により、事業の推進を行った。	5	計画推進に際しての事業担当課との調整
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。「そよかぜ」で地域活動をテーマに取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。「そよかぜ」で地域活動をテーマに取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
多様化するライフスタイルとライフステージに合った学習機会と、時代に即した学習情報の提供に努めた。	5	引き続き、市民ニーズに合った情報の収集及び提供に努める。
公民館において地域活動活発化を図るため、問い合わせに対して、適切な情報提供を心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
各事業を実施するにあたり、性別による不合理な取り扱いがないように配慮を行った。	5	今後においても引き続き配慮していく。
各公民館において施設の修繕及び、備品購入を行った。修繕・工事に際しては安全面に注意を払うとともに、休館日に実施する等、日程も考慮し、利用者への便宜を図った。	4	各公民館ともに施設や備品の老朽化が進んでいるため、年次計画等に基づき、施設維持管理や備品の充実に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	3 働く場での男女共同参画の促進	① 男女格差がない職場づくりの促進	① 雇用・就労に関する法制度の周知	産業振興課	雇用・就労にかかるパンフレットなどの資料を窓口等に設置するとともに、県などの労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等を実施した。
			② 雇用の場における男女平等の啓発	産業振興課	県などの労働関係機関や商工会と連携を図りながら、職場での男女平等の啓発や労働講座等の開催を呼びかけた。
			③ 事業所への男女格差改善の協力要請	人権庶務課	事業所アンケートの送付にあわせ、男女平等推進情報を送付し男女格差改善の協力を要請した。
		② 多様な就業形態における就業環境の改善	① 自営業における男女平等についての情報提供	産業振興課	国、県などの作成パンフレット等の窓口などでの設置および配布
			② 多様な就業形態にかかる指針・ガイドラインの周知	産業振興課 人権庶務課	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかる指針・ガイドラインのパンフレット等の資料を窓口等に設置し情報を提供した。 パンフレット等を、市民の目にふれやすい場所に設置し周知した。
			① 「男女平等推進プロジェクトチーム」を設置・推進	人権庶務課 職員課	男女平等推進庁内連絡会議幹事会を庁内における男女平等推進のプロジェクトチームとして位置づけし、庁内男女平等推進指針の周知を図ったほか、市民意識調査の結果分析、実施計画見直し、策定を実施した。 職員アンケートの内容を検討することによって、幹事会メンバーの意識がさらに高まった。 人権庶務課主体で「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等のプロジェクトチームとし、男女平等を推進した。
		④ 能力開発と活動支援	① 職業能力開発の情報提供	産業振興課	県等の労働機関での再就職のための資格取得講座等のパンフレット等資料の窓口への設置、配布や広報等による情報提供
			② 起業支援	産業振興課	起業家育成セミナーの開催…4回（一般向け3回（女性:男性=3:7）、高校生向け1回（女性:男性=8:2）） 起業家育成相談業務の実施…31回（女性10人、男性21人） 起業家育成資金融資制度の実施…2件 埼玉県創業ベンチャー支援センターとの連携事業等…起業家育成セミナー後援依頼
			③ 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	産業振興課	(財)21世紀職業財団の発行する刊行物の配布及び同財団の講演会の周知等情報の提供…随時 朝霞公共職業安定所の発行する求人情報の掲出…毎週1回 就職支援相談や就職支援セミナーなどの実施…相談23回・64件/セミナー3回
			④ 女性の能力開発を支援する学習情報の提供	生涯学習課	市民企画講座…18団体へ補助金交付 学校開放講座…14講座の実施 生涯学習ボランティア体験教室…29講座の実施などを通じて情報提供を行った。
			⑤ 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示・配布。また、施設利用依頼による開催場所(部屋)や機材の貸出しを行った。（市内6公民館）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
商工会職員に向けた男女平等意識の周知、および資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	引き続き、事業所や県などの労働機関および商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整える。
商工会職員に向けた男女平等意識の周知。資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	4	引き続き、事業所や県などの労働機関および商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整える。
事業所アンケート結果を、アンケートの依頼業者へ送付し、事業所の積極的は正措置状況を紹介した。	5	有効な啓発方法の検討
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	4	引き続き、資料設置場所の環境を整備する。
働く場での男女共同参画が促されるような情報提供を行った。	5	多様な就業形態に関係した情報を整理し、啓発冊子等にまとめて情報提供を行っていく。
幹事会体制の強化を図り、職員自らが積極的に男女平等を推進する体制づくりを行い、また、職員の意識を掘り下げることで問題点を明らかにし、男女平等の推進強化を促すことができた。	5	庁内における男女平等の具体的な推進方法の検討をしていく。
「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームと位置付け、推進を図った。	4	今後も協力して推進する。
資料の設置場所を見やすくするなどの環境を整えた。	4	引き続き、資料の設置場所の環境を整備する。
男女問わず起業を考えている方から開業後間もない方まで、トータル的にサポートできるように各事業を組み合わせた。	4	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。 ハローワークなど各種労働機関との連携。 市独自事業の実施。	4	資料設置場所の環境整備や労働機関等との連携の強化を図る。
多様化するライフスタイルに合った学習機会の情報提供に配慮した。	5	引き続き、多様な市民ニーズの把握に努める。
関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や機材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援		① 起業家研修講座 補助金支援 (次世代育成支援行動計画)	産業振興課	起業を目指す方を対象に開催される講座やセミナーの情報提供 起業家研修補助金の交付…1件40,000円(平成22年度をもって廃止)
		② 自己実現に向けた活動支援	② (再掲) 起業支援	産業振興課	起業家育成セミナーの開催…4回(一般向け3回(女性:男性=3:7)、高校生向け1回(女性:男性=8:2)) 朝霞市起業家研修講座補助金の交付…1件40,000円(平成22年度をもって廃止) 起業家育成相談業務の実施…31回(女性10人、男性21人) 起業家育成資金融資制度の実施…2件 埼玉県創業ベンチャー支援センターとの連携事業等…起業家育成セミナー後援依頼
			③ 地域福祉基金による補助金支援	福祉課	平成22年度実績 23団体 1,699,600円 6月広報 8月交付決定
		③ ネットワークの構築支援	① 団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習課	生涯学習ガイドブック「コンパス」やホームページふれあいネットアサカ「ようこそ!あさかの生涯学習へ」等により制度の周知と活用の啓発に努めた。 生涯学習ボランティア体験教室29講座を開催
			② 団体等の情報提供	公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。(市内6公民館)
		④ 重点P 推進拠点づくりに関する調査・研究の推進	① 検討会への協力	政策企画室	活動支援などの拠点づくりについての検討会への協力を行った。
			② 推進拠点の整備	人権庶務課	(仮称)女性センターの機能について、市長より諮問を受け、答申に向けた男女平等推進審議会専門部会を設置し、委員10人(男性委員4人、女性委員6人)で検討を2回開催した。男女平等推進審議会及び男女平等推進審議会専門部会の合同研修会を1回開催した。男女平等推進審議会から市長への答申を平成23年2月17日に行った。
				生涯学習課	推進拠点の調査・研究をした。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
なし	4	補助金については、近年、特に公的機関が実施する講座等の場合、受講費用を無料で実施する場合が多く、本補助金を利用する者が少ない状態であったため、平成22年度をもって廃止した。
男女を問わず、起業を考えている方から開業間もない方までをトータル的にサポートできるよう、各事業を組み合わせた。	4	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
—	4	今後も事業を継続し、女性の地域参加に寄与していく。
体験教室等を通じ、参加者の交流を図り、学びのネットワークづくりに配慮した。	5	引き続き、学びのネットワークづくりを支援するため、参加者や講師が交流できる機会や情報提供に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	4	継続して実施する。
活動支援などの拠点づくりについての検討会への協力を行った。	5	今後も引き続き、検討会への協力を行っていく。
男女平等の推進とともに男女の能力開発や多様な活動が支援される拠点の構築に向けた調査を行った。	5	今後の市の施設等建設に関する動向を注視していく。
推進拠点の調査・研究をした。	4	引き続き検討する。

## 女性委員の登用率の現状値

平成23年3月末日現在

(人)

設置根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
1 法必	本庁舎衛生委員会	職員課	7	2	9
2 法必	国民保護協議会	危機管理課	33	1	34
3 法必	固定資産評価審査委員会	課税課	3	0	3
4 法必	介護給付費等の支給に関する審査会	福祉課	5	5	10
5 法必	民生委員推薦会	福祉課	10	4	14
6 法必	介護認定審査会	長寿はづらつ課	24	16	40
7 法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	16	2	18
8 法必	教育委員会	教育総務課	2	3	5
9 法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
10 法必	公平委員会	選挙管理委員会事務局	2	1	3
11 法必	監査委員	監査委員事務局	1	1	2
12 法必	農業委員会	農業委員会事務局	19	2	21
13 法任	環境審議会	環境保全課	14	1	15
14 法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	6	4	10
15 法任	都市計画審議会	都市計画課	10	0	10
16 法任	下水道審議会	下水道課	8	5	13
17 法任	水道審議会	水道経営課	10	2	12
18 法任	青少年問題協議会	生涯学習課	14	7	21
19 法任	スポーツ振興審議会	スポーツ課	13	2	15
20 法任	文化財保護審議委員会議	文化財課	7	1	8
21 法任	博物館協議会	文化財課	7	3	10
22 法任	公民館運営審議会	中央公民館	10	5	15
23 法任	図書館協議会	図書館	3	4	7
24 条例	総合振興計画審議会	政策企画室	17	3	20
25 条例	特別職報酬等審議会	職員課	9	1	10
26 条例	公務災害補償等認定委員会	職員課	5	0	5
27 条例	公務災害補償等審査会	職員課	0	0	0
28 条例	男女平等推進審議会	人権庶務課	5	7	12
29 条例	男女平等苦情処理委員会	人権庶務課	1	1	2
30 条例	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
31 条例	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	6	4	10
32 条例	総合福祉センター運営協議会	福祉課	6	7	13
33 条例	児童館運営協議会	子育て支援課	4	6	10
34 条例	緑化推進会議	都市計画課	10	4	14
35 条例	開発事業等紛争調停委員会	建築課	5	1	6

設置根拠	名 称	課 名	男性	女性	計	
36 条例	学校給食運営審議会	学校給食課	10	4	14	
37 条例	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	6	2	8	
38 規則	保育園運営審議会	子育て支援課	4	10	14	
39 規則	社会教育委員会議	生涯学習課	12	3	15	
40 要綱	行政改革懇談会	政策企画室	9	1	10	
41 要綱	外部評価委員会	政策企画室	7	3	10	
42 要綱	男女平等推進審議会専門部会	人権庶務課	4	6	10	
43 要綱	広報モニターミーティング	市政情報課	3	9	12	
44 要綱	防犯推進協議会	危機管理課	19	2	21	
45 要綱	朝霞ブランド選定委員会	産業振興課	3	2	5	
46 要綱	環境基本計画策定検討委員会	環境保全課	15	2	17	
47 要綱	障害者プラン推進委員会	福祉課	14	12	26	
48 要綱	障害者自立支援協議会	福祉課	9	8	17	
49 要綱	手話通訳者等派遣事業調整会議	福祉課	5	3	8	
50 要綱	地域福祉計画推進市民委員会	福祉課	5	8	13	
51 要綱	地域福祉計画策定委員会	福祉課	14	7	21	
52 要綱	あさか子どもプラン推進委員会	子育て支援課	7	15	22	
53 要綱	要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	子育て支援課	14	4	18	
54 要綱	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）	子育て支援課	13	13	26	
55 要綱	育成協議会	子育て支援課	7	17	24	
56 要綱	育成保育審査委員会	子育て支援課	3	14	17	
57 要綱	高齢者福祉計画推進会議	長寿はつらつ課	12	5	17	
58 要綱	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	7	3	10	
59 要綱	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	7	3	10	
60 要綱	健康まつり実行委員会	健康づくり課	8	1	9	
61 要綱	あさか健康プラン21推進委員会	健康づくり課	7	10	17	
62 要綱	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	7	8	15	
63 要綱	生涯学習計画策定委員会	生涯学習課	7	8	15	
64 要綱	スポーツ振興計画策定検討委員会	スポーツ課	9	3	12	
65 要綱	図書館サービス基本計画策定委員会	図書館	3	4	7	
66 要領	教育行政施策評価会議	教育総務課	11	4	15	
67 要領	教育委員会腸管出血性大腸菌O-157等食中毒予防・対策委員会	教育管理課	20	4	24	
68 規程	健康づくり推進協議会	健康づくり課	12	1	13	
69 規程	就学支援委員会	教育指導課	26	11	37	
合計				615	318	933
				65.9%	34.1%	100%

## 平成22年度 男女平等に関する事業所アンケート集計表

※平成22年6月実施 従業員数10人以上の市内事業所を抽出  
※件数と比率を掲載しています。

### ■送付件数

送付件数	回収件数	回収率
150	51	34.0%

### ■事業所業種別件数

業種	卸売・小売業	製造業	サービス業	建設業	金融・保険業	情報通信業	不動産・福祉・医療等	合計
送付数	44	18	37	19	9	3	20	150
比率	29.33%	12.00%	24.67%	12.67%	6.00%	2.00%	13.33%	
回収数	15	9	6	10	4	1	6	51
比率	29.41%	17.65%	11.77%	19.61%	7.84%	1.96%	11.76%	

### 1 募集・採用について

#### 従業員構成

##### ■全従業員 (人)

全従業員	男性	女性	男性	女性
3,524	1,716	1,808	48.69%	51.31%

##### ■うち、パート・アルバイト

全体	男性	女性	全体	男性	女性
1,408	325	1,083	39.95%	23.08%	76.92%

#### 募集方法

##### ■男女の機会均等が図られていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
46	4	1	90.20%	7.84%	1.96%

##### ■女性の積極的な募集について工夫している点がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
5	44	2	9.81%	86.27%	3.92%

##### ■それは何ですか。

- ・営業支援事務として採用している。
- ・育児休業制度及び産休制度を制定し、職場環境を整備
- ・募集内容等に女性従業員の働いている様子を掲載

#### 選考状況

##### ■面接時に結婚の予定等、職務能力に特に関係のない事項について質問しないことを徹底していますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
43	6	2	84.31%	11.77%	3.92%

##### ■面接、選考担当者の中に女性を登用していますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
20	29	2	39.22%	56.86%	3.92%

## 2 登用について

### 管理職男女比

#### ■管理職の人数 (人)

全体	男性	女性	全体	男性	女性
318	268	50	—	84.28%	15.72%
全体(平均)	男性(平均)	女性(平均)			
6.36	5.36	1			

#### ■最近3年間で女性の管理職は増えましたか。

増えた	増えない	無回答	増えた	増えない	無回答
9	42	0	17.65%	82.35%	—

### 配置状況

#### ■本人の能力と適正にあわせた配置・職務分担を行っていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
50	1	0	98.04%	1.96%	—

#### ■社員の配置希望について、自己申請制度や公募制度等を活用していますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
21	30	0	41.18%	58.82%	—

### 人事評価

#### ■昇進・昇格にあたり、男女同一に成果や能力で評価するようにしていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
48	3	0	94.12%	5.88%	0

#### ■昇進・昇格試験等を女性に積極的に奨励していますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
24	24	3	47.06%	47.06%	5.88%

### 育成

#### ■男女ともに研修への案内・実施がなされていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
42	9	0	82.35%	17.65%	—

#### ■女性が会議や打ち合わせ等に参加していますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
41	10	0	80.39%	19.61%	—

#### ■男女ともに同じように育成するという考えのもと仕事を与えていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
48	3	0	94.12%	5.88%	—

### 3 繼続就業について

平均勤続年数

■ 平均勤続年数 (年)

全体	男性	女性
12.67	13.95	8.56

退職状況

■ 女性に対して、結婚、妊娠、出産を理由とする退職勧奨を行っていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
1	49	1	1.96%	96.08%	1.96%

■ 女性が結婚、妊娠、出産した場合に、職場で働き続けにくくなるような雰囲気や慣習がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
5	45	1	9.80%	88.24%	1.96%

■ 女性の継続就業に関する啓発を行っていますか。

いる	いない	無回答	いる	いない	無回答
29	22	0	56.86%	43.14%	0

育児休業制度

■ 就業規則等を育児休業制度の規定がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
40	10	1	78.43%	19.61%	1.96%

■ 育児休業を取得できる対象(規定があると回答した事業所の内訳)

男女とも	女性のみ	男女とも	女性のみ
35	5	87.50%	12.50%

■ 育児休業期間(規定があると回答した事業所の内訳)

子が1歳に達するまで	その他	子が1歳に達するまで	その他
31	9	77.50%	22.50%

その他具体的な期間

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ・状況や希望に応じて対応 | ・子が2歳に達するまで。      |
| ・産後半年+本人の意向  | ・子が3歳に達した月の月末まで。  |
| ・1年6ヶ月       | ・子が3歳に達した後の4月末まで。 |

■ 育児休業制度利用者数(過去3年間)

利用者数	男性	女性	利用者数	男性	女性
82	6	76	—	7.32%	92.68%

■ 育児のための看護休暇や短時間勤務制度、フレックスタイム制度等がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
33	17	1	64.71%	33.33%	1.96%

■ 育児をする従業員のために配慮していることがありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
24	26	1	47.06%	50.98%	1.96%

■それは何ですか。

- ・業務内容、通勤時間に配慮している。
- ・勤務時間の短縮。配慮。夜間勤務の免除
- ・通勤時間に配慮し、自宅に近い支店に配属
- ・シフト勤務制度を利用し、勤務時間帯に配慮
- ・看護休暇制度や短時間勤務制度を規定
- ・要望に対応できる体制にしている。
- ・突発的な休みに対応できるようにしている。
- ・夜間勤務の免除
- ・裁量で早めの帰宅を許可している。休みやすい雰囲気づくり
- ・育児を理由とした休み(有休及び欠勤)を認めている。
- ・子どもの用事で早退したり、休暇を取ることを認めている。(特に女性職員)
- ・祝日の稼動日には、一時保育施設を設けている。(満1歳から未就学児まで)
- ・業務の分散化による協力体制の充実
- ・管理職を中心に早く帰りやすい職場環境づくりを心がけている。
- ・相談窓口を設置
- ・社内の情報紙を郵送

介護休業制度

■就業規則等に介護休業制度の規定がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
36	14	1	70.59%	27.45%	1.96%

■介護休業を取得できる対象

男女とも	女性のみ	規定なし	男女とも	女性のみ	規定なし
36	0	14	72.00%	—	28.00%

■介護休業期間(1人の家族につき)

3ヶ月	その他	規定なし	3ヶ月	その他	規定なし
24	12	14	48.00%	24.00%	28.00%

その他具体的な期間

- ・期限を設けていない。必要な期間
- ・希望に応じている。
- ・1年間(1人目のみの事業所もあり)
- ・1年以内で延長可。ただし、無給

■介護休業制度利用者数(過去3年間)

利用者数	男性	女性	利用者数	男性	女性
12	3	9	—	25.00%	75.00%

■介護のための介護休暇や短時間勤務制度、フレックスタイム制度等がありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
32	18	1	62.75%	35.29%	1.96%

■介護をする従業員のために配慮していることがありますか。

ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
15	35	1	29.41%	68.63%	1.96%

■それは何ですか。

- ・業務内容、通勤時間に配慮
- ・業務の分散化による協力体制の充実
- ・休みやすい雰囲気づくり
- ・介護を理由とした休みを許可している。
- ・相談窓口の設置
- ・シフト勤務制度を利用し、勤務時間帯に配慮
- ・社内の情報紙を郵送
- ・介護休暇や短時間勤務制度を規定
- ・要望に対応できる体制にしている。

#### 4 環境整備について

##### 社内慣行

■お茶くみ、掃除、雑用等を女性の仕事として、女性のみにさせていませんか。

いる	いない	いる	いない
6	45	11.76%	88.24%

■女性を「女の子」と呼ぶなど、一人前として扱わないような雰囲気はありますか。

ある	ない	ある	ない
1	50	1.96%	98.04%

■女性にのみ制服着用を義務付けていませんか。

いる	いない	いる	いない
8	43	15.69%	84.31%

##### セクハラ

■セクシュアル・ハラスメント防止に関する会社の基本姿勢を社内規定で定め、従業員に明示していますか。

いる	いない	いる	いない
35	16	68.63%	31.37%

■セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の設置や相談員の設置等を行っていますか。

いる	いない	いる	いない
26	25	50.98%	49.02%

■セクシュアル・ハラスメントに関する研修等を行っていますか。

いる	いない	いる	いない
20	31	39.22%	60.78%

■セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発を社内広報やパンフレット等の配布を通して行っていますか。

いる	いない	いる	いない
23	28	45.10%	54.90%

#### 5 男女平等に関する特記事項について

- ・業務内容が配送を伴うルートセールスのため、女性は事務等の内勤に限定される。
- ・管理職が男性ばかりのため、採用面接は男性が行っている。
- ・女性の方が強い。
- ・小さな会社なので、従業員が家族同然で自然に男女平等の雰囲気がある。
- ・管理職への登用に男女を区別していないが、女性に持ち掛けても本人から辞退するケースも多い。管理職になると会議出席など拘束時間が増えるため、保育園に子どもを預けている女性は、迎えなどで夕方からの会議に出席できない。
- ・大不況の中、少数精銳による固定費削減が目標であることから、女性にも職域拡大を目指してもらっている。
- ・従業員が少ないので、社内のことばその都度みんなで話し合っている。
- ・セクハラについては、少人数の会社なので目の届く限りはありえないと考えている。
- ・女性には制服、男性にはスーツを支給して着用を義務付けている。
- ・育児休業は2歳までとし、短時間勤務については小学校入学までの子を養育する社員を対象としています。介護休暇についても、最長1年とし、傷病療養休暇を家族の介護をする場合にも利用できるよう制度を変更した。育児、介護をしている職員に対し通勤等にも配慮している。
- ・設問3の「平均勤続年数」に関して、社員とパート、アルバイトの合算の平均を算出してもその値は無意味ではないか、近年のパート、アルバイトは勤務時間がフレックスであったり、いつでも簡単に退職ができる条件を好む傾向が顕著である。従業員構成についても、当社は6割以上が女性であり、女性労働力は不可欠なものと位置付けている。また、特別な取組や施策を開拓するまでもなく、男女対等な会社構成員として労働力の提供を受けている。

## 第3部

### 朝霞市の男女平等推進体制

# 男女平等推進体制

## 1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

### 【会議の開催状況】

第1回 平成22年4月9日（金）

- ・男女平等推進事業評価項目及び調書について
- ・朝霞市男女平等推進審議会専門部会の経過についての報告

第2回 平成22年5月24日（月）

- ・平成21年度事業報告及び平成22年度事業予定について
- ・男女平等に関する市民意識調査について

第3回 平成22年9月24日（金）

- ・平成22年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書（案）について

第4回 平成22年11月12日（金）

- ・平成22年度版年次報告書（案）について
- ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）（案）について

第5回 平成22年11月26日（金）

- ・男女平等推進審議会専門部会報告「（仮称）朝霞市女性センターに求められる機能について」
- ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）（案）について

第6回 平成23年1月28日（金）

- ・「（仮称）朝霞市女性センターに求められる機能について」の答申について
- ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）（案）について

第7回 平成23年2月18日（金）

・朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(平成23年度～平成25年度)(案)について

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

※任期：平成21年7月15日～平成23年7月14日（2年間）

選出区分	氏名	職名	所属等
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	会長	支援団体主宰
関係行政機関の職員	友則 歩		埼玉県朝霞警察署 H21.7.15～H22.9.16
	鴨下 修一		埼玉県朝霞警察署 H22.9.17～
	萩原まり子		埼玉県朝霞保健所 H21.7.15～H23.5.11
	鈴木 洋子		埼玉県朝霞保健所 H23.5.12～
知識経験者	矢口 悅子		東洋大学文学部教授
	高橋 良顯		民生委員児童委員 H21.7.15～H22.11.30
	橋本 一男		民生委員児童委員 H22.12.1～
	栗山 昇	副会長	人権擁護委員
	鈴木 泰代		教育委員
	岡 吉明		朝霞市商工会
	久慈須美子		女性起業家
公募委員	金子智恵子		
	小暮眞一郎		
	松下 昌代		

※任期：平成23年7月15日～平成25年7月14日（2年間）

選出区分	氏名	職名	所属等
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	会長	支援団体主宰
関係行政機関の職員	鴨下 修一		埼玉県朝霞警察署
	鈴木 洋子		埼玉県朝霞保健所
知識経験者	矢口 悅子		東洋大学文学部教授
	橋本 一男		民生委員児童委員
	栗山 昇	副会長	人権擁護委員
	鈴木 泰代		教育委員
	岡 吉明		朝霞市商工会
	久慈須美子		女性起業家
	川向 秀武		
公募委員	金子智恵子		
	小暮眞一郎		

## 男女平等推進審議会専門部会

男女平等推進審議会専門部会は、男女平等推進審議会が男女平等推進条例第25条に規定する所掌事務を遂行するために必要と認めるとき専門部会を設置することができるとしています。

男女平等推進審議会から平成21年11月19日に付託された「（仮称）朝霞市女性センターに求められる機能について」を検討しています。具体的には、朝霞市男女平等推進審議会専門部会設置要綱に基づき、付託案件について調査研究の上、経過及び結果を報告しました。

専門部会は、付託案件に関する知識又は経験を有する者、付託案件に関する行政機関の職員、付託案件に関心を有する公募による市民の委員10人以内をもって組織されます。

### 【会議の開催状況】

第1回 平成22年10月18日（月）

- ・（仮称）女性センターに求められる機能について

第2回 平成22年11月16日（火）

- ・朝霞市男女平等推進審議会専門部会報告（案）

### 朝霞市男女平等推進審議会専門部会委員名簿

※任期：平成21年11月19日～平成22年11月26日

選出区分	氏 名	職 名	所 属 等
男女平等推進審議会委員	栗山 昇	部会長	男女平等推進審議会 副会長
	金子智恵子	副部会長	
	松下 昌代		
知識経験者	河口 節子		支援団体所属
公募委員	親松 実		
	須藤 里美		
	袴田 洋子		
関係行政機関職員	麦田 伸之		市民環境部地域づくり支援課 H21.11.19～H22.3.31
	稲葉 竜哉		市民環境部地域づくり支援課 H22.4.1～
	猪股 敏裕		福祉部子育て支援課
	太田 敦子		生涯学習部生涯学習課

## 2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されています。

政策企画室	
総務部	人権庶務課 職員課 市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課 産業振興課
福祉部	福祉課 子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課 健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課 生涯学習課

### 【会議の開催状況】

第1回 平成22年5月19日（水）

- ・男女平等推進事業平成21年度事業報告及び平成22年度事業予定について
- ・平成22年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査について

第2回 平成22年9月15日（水）

- ・平成22年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書（案）について

第3回 平成22年10月27日（水）

- ・平成22年度版年次報告書について
- ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）（案）について

第4回 平成22年11月17日（水）

- ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）（案）について

第5回 平成23年2月10日（木）

- ・朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成23年度～平成25年度）（案）について
- ・職員アンケートについて

### 【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的な事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。

委員は、政策企画室、福祉部、健康づくり部より1人、その他の各部より2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 平成23年2月1日（火）

- ・朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成23年度～平成25年度）（案）について
- ・職員アンケートについて

## 3 女性総合相談庁内連絡会

女性総合相談庁内連絡会は、女性総合相談庁内連絡会設置要綱により、女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の担当係職員と女性総合相談員で組織されています。

総務部	人権庶務課	男女平等推進係
市民環境部	地域づくり支援課	市民相談係
市民環境部	総合窓口課	総合窓口係
福祉部	福祉課	生活援護係
福祉部	子育て支援課	子育て支援係
健康づくり部	長寿はづらつ課	高齢者支援係
健康づくり部	健康づくり課	健康支援係
健康づくり部	保険年金課	国民健康保険係
学校教育部	教育管理課	学務係
女性総合相談員		

### 【会議の開催状況】

平成22年9月15日（水）

- ・埼玉県婦人相談センター職員による講義  
　テーマ「DV相談の現状とその課題について」
- ・女性総合相談の相談者に適応する各課のサービスについて、各担当者より発表し、女性総合相談員及び関連各課の連携を強化した。
- ・主にDV被害者に対する各課の対応について情報交換

## 資料

- 朝霞市男女平等推進条例
- 朝霞市男女平等推進条例施行規則
- 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
- 朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
- 朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱
- 朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
- 朝霞市男女平等推進事業評価基準
- 朝霞市庁内男女平等推進指針

# 資料 朝霞市男女平等推進条例

平成15年3月24日公布  
朝霞市条例第15号

## ■ 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第9条）

#### 第2章 基本的施策（第10条—第17条）

#### 第3章 具体的施策（第18条—第23条）

#### 第4章 朝霞市男女平等推進審議会（第24条—第29条）

#### 第5章 雜則（第30条）

### 附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ダメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしそうい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(4) ダメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

### （基本理念）

第3条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2 男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

3 男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社

会生活における活動に対等に参画することができるようにするすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。

6 男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。

7 男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な協力の下に行われなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

3 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。

5 市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。

3 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （教育における責務）

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

### （性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ダメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

### （公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ダメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

### （行動計画）

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女平等の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合

- 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
  - 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
  - 5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
  - 6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。
- (事業等の評価)**
- 第11条 市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。
- 2 前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。
- (調査研究)**
- 第12条 市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
- (啓発及び人材の育成)**
- 第13条 市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。
  - 3 市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。
- (年次報告)**
- 第14条 市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
- (学校教育及び社会教育における措置)**
- 第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。
- (市民等への支援)**
- 第16条 市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。
- (家庭生活と職業生活等との両立への支援)**
- 第17条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。
- ### 第3章 具体的施策
- (顕彰)**
- 第18条 市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。
- (積極的格差是正措置)**
- 第19条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
- 2 市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。
- (総合的な拠点施設の設置)**
- 第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聞くものとする。
- (ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進)**
- 第21条 市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者（次項及び第3項において「被害者」という。）の救済の促進を図るものとする。
- 2 市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。
- (性別による権利侵害の防止)**
- 第22条 前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。
- (男女平等苦情処理委員の設置等)**
- 第23条 男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別の取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- 2 前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。
    - (1) 市内に住所を有する者
    - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
    - (3) 市内に存する学校に在学する者
  - 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。
  - 4 市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。
- ### 第4章 朝霞市男女平等推進審議会
- (朝霞市男女平等推進審議会の設置)**
- 第24条 男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (所掌事務)**
- 第25条 審議会は、第10条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。
- 2 審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- (委員)**
- 第26条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 男女平等の推進に関する活動を行っている者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 知識経験者
  - (4) 公募による市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)**
- 第27条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
  - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)**
- 第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)**
- 第29条 審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。
- ### 第5章 雜則
- (委任)**
- 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則**
- この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 附 則**
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 朝霞市男女平等推進条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市男女平等推進条例（平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (苦情処理委員)

第2条 条例第23条第1項に規定する男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、2人とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 前項の規定により委嘱される苦情処理委員のうち少なくとも1人は女性でなければならない。

4 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができる。

5 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 苦情処理委員は、再任されることができる。

7 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委嘱を解くことができる。

### (職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第23条第1項の規定による申出（以下「申出」という。）について調査すること。

(2) 前号の調査結果に意見を付して市長に報告すること。

### (申出の方式)

第4条 申出は、苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

### (調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、申出が当該申出に係る事実があった日から1年を経過した日以後にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (調査開始の通知等)

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を関係者に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、正当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 苦情処理委員は、条例第23条第3項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聞くときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

### (調査結果等の通知等)

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果通知書（様式第5号）により通知するとともに、第3条第2号の規定により、当該申出の調査結果及びこれに関する意見等について、調査結果報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

### (助言及び是正の勧告)

第8条 市長は、条例第23条第4項の規定により、前条の調査結果報告書に基づき、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言及び是正の勧告を勧告等通知書（様式第7号）により行うものとする。

### (守秘義務)

第9条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

### 附 則（平成19年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の朝霞市男女平等推進条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

## 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における男女平等推進施策について、関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため、朝霞市男女平等推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 庁内連絡会議は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。（14名）

2 委員長は、男女平等推進所管課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名した者とする。

3 委員は、別表（1）に掲げる室、課の中から、室長及び各部長が各1名を指名する。

4 幹事は、別表（2）に掲げる室、部の中から、室長、福祉部長及び健康づくり部長は各1名を、その他の各部長は各2名を指名する。（15名）

### (審議事項)

第3条 庁内連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 男女平等の総合的推進に関すること。
- 二 男女平等推進について関係部課との連絡調整に関すること。
- 三 男女平等の推進に関する行動計画の策定に関すること。
- 四 男女平等推進についての調査研究に関すること。
- 五 その他男女平等推進に関して必要と認められること。

### (会議)

第4条 庁内連絡会議は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 庁内連絡会議に具体的な事項を調査、研究し、庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとして幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事の互選により、リーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 幹事会はリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 リーダーは、調査、研究等が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

### (報告)

第6条 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 庁内連絡会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

別表(1)

政策企画室		
総務部	職員課	市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課	産業振興課
福祉部	福祉課	子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課	健康づくり課
都市建設部	都市計画課	
水道部	水道経営課	
教育委員会	教育指導課	生涯学習課

別表(2)

政策企画室	市民環境部	福祉部	健康づくり部
総務部			
都市建設部	水道部	学校教育部	生涯学習部

## 朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題により一層配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うため、朝霞市女性総合相談庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

### (組織及び運営)

第2条 庁内連絡会は、総務部人権庶務課男女平等推進係、市民環境部地域づくり支援課市民相談係、市民環境部総合窓口課総合窓口係、福祉部福祉課生活援護係、福祉部子育て支援課子育て支援係、健康づくり部長寿はづらつ課高齢者支援係、健康づくり部健康づくり課健康支援係、健康福祉部保険年金課国民健康保険係、学校教育部教育管理課学務係の職員及び女性総合相談員をもって組織する。

2 会の運営は、人権庶務課が行う。

### (会議事項)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる事項について会議を行う。

- 一 女性総合相談事業に関する庁内の連絡調整に関すること。
- 二 その他女性総合相談に関して必要と認められること。

### (庶務)

第4条 庁内連絡会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成15年9月29日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

## 朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱

### (設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条に基づき、DV(配偶者からの暴力をいう。)を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するため、「朝霞市庁内DV対策連携会議」(以下、「庁内連携会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 庁内連携会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

### (目的)

第3条 庁内連携会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) DV被害者に対する総合的な支援を行うために、連携体制を構築すること。
- (2) DV被害者の処遇検討を通じて、被害者の支援を行うこと。
- (3) DV被害防止に関すること。
- (4) その他DV被害者の支援に必要な事項を検討すること。

### (会議)

第4条 庁内連携会議は人権庶務課長が必要に応じて構成員を招集し、その議長となる。

2 庁内連携会議は、必要があると認めるときは、別表に掲げる関係機関以外の者に対し、会議の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

3 人権庶務課長に事故あるときは、あらかじめ人権庶務課長が指定する職員が人権庶務課長の職務を代理する。

### (庶務)

第5条 庁内連携会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

	関係機関	委 員
1	市民環境部地域づくり支援課	市民相談係
2	市民環境部総合窓口課	総合窓口係
3	福祉部福祉課	生活援護係
4	福祉部子育て支援課	子育て支援係
5	健康づくり部長寿はつらつ課	高齢者支援係
6	健康づくり部健康づくり課	健康支援係
7	健康づくり部保険年金課	国民健康保険係
8	学校教育部教育管理課	学務係
9	女性総合相談員	
10	総務部人権庶務課(事務局)	男女平等推進係

## ○朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画に定める暴力の被害者を救済するとともに、自立した社会生活の促進を図るため、法第2条及び第3条第2項の規定により朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2条 事業の内容は、法第3条第3項各号に規定する業務(同項第2号の業務及び第3号に規定する業務のうち一時保護に係る業務を除く。)とする。

### (事業実施場所)

第3条 事業は、総務部人権庶務課において行う。

### (事業実施日及び実施時間)

第4条 事業は、朝霞市の休日を定める条例(平成2年朝霞市条例第16号)第1条第1項に規定する日以外の日に実施する。

2 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 人権庶務課長が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

### (事業担当者)

第5条 事業担当者は、朝霞市配偶者暴力相談支援センター相談員及び総務部人権庶務課の職員をもって充てる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# 朝霞市男女平等推進事業評価基準

## (趣 旨)

- 1 朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等（以下「市の事業等」という。）を評価するにあたり、同条第2項に基づき、その基準を定めるものとする。

## (名 称)

- 2 条例第11条第1項の規定に基づく、市の事業等の評価を「朝霞市男女平等推進事業評価」とし、同条第2項に基づいて定めるこの基準の名称を、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」（以下「基準」という。）とする。

## (基本方針)

- 3 市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

## (具体的方針)

- 4 市の事業等の評価は、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階において、男女双方の参画状況や、男女それに対する影響・効果等への考慮の度合や結果の分析などを通じて行うこととし、評価結果を事業等に有効に反映させることはもとより、評価行為を通してあらゆる分野の事業等の実施主体が男女平等の視点をもって事業等の過程を検証し、男女が平等な社会の構築に向け、より有効で効率的な実効性ある事業等の実施につながることを目指す。

## (評価対象)

- 5 評価の対象は、条例第10条に基づく男女平等の推進に関する行動計画並びに実施計画に基づく市の事業等とする。

## (評価の種類)

- 6 評価の種類は、事前評価（市の事業等の実施前の時点における評価をいう。以下同じ。）及び事後評価（市の事業等の実施後の時点における評価をいう。以下同じ。）とする。

## (評価方法)

- 7 評価は、市の事業等の実施機関が朝霞市男女平等推進事業評価調書の作成により評価を行ったのちに、条例第11条第1項に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、市長が総合的に評価するものとする。

## (公表)

- 8 条例第11条第1項に基づき、評価結果は、市民にわかりやすい形式で市の広報等により公表するものとする。

## (市民意見の反映)

- 9 実施機関は、評価結果の公表により市民から意見があったときは、その内容を精査した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

## (評価結果の活用)

- 10 実施機関は、評価結果を分析した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

## (適用)

- 11 この基準は、平成18年4月1日から適用する。

## 朝霞市庁内男女平等推進指針

### 1 目的

この指針は、朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的とする。

### 2 基本方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等を推進する観点から職員自ら意識改革に努め、男女が性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担い、地域における男女平等のモデル職場づくりを行うものとする。

### 3 具体の方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等の視点で日常の職場環境や職員の職務状況、市の施策・事業の取組状況を点検し、あらゆる場、過程における男女平等を推進するものとする。

### 4 推進内容

庁内における男女平等の推進は、次の各内容により行う。

- (1) 男女が、性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担うこと。
- (2) 男女が、性別にかかわりなく等しく情報を共有し、研修等に参加しやすい環境づくりに努めること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し、男女平等に配慮した職場環境の整備を行うこと。
- (4) 市民の男女平等推進を促すよう、日常的な職務遂行における配慮に努めること。
- (5) 男女平等の推進にあたっては、条例の基本理念及び市の責務に配慮すること。

### 5 推進体制

- (1) 庁内における男女平等の推進は、職員及び庁内各課所自らが行う。ただし、男女平等推進に関する専門的な情報の提供等については、総務部人権庶務課男女平等推進係が行う。
- (2) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会は、庁内における男女平等推進プロジェクトチームとして、年度ごとに重点活動テーマを設定し、全庁的な視点から庁内における男女平等推進を促す役割を担うものとする。
- (3) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議は、幹事会の報告を基に、総合的かつ効果的な施策を推進する。

### 6 施行期日

この指針は、平成19年4月1日から施行する。



## 平成23年度版 年次報告書

平成23年12月

編集・発行 朝霞市(総務部人権庶務課男女平等推進係)

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-2697(直通)

FAX 048-467-0770

<http://www.city.asaka.saitama.jp>